

深谷市都市計画 マスタープラン



平成24年3月

深谷市

はじめに



平成18年1月1日、深谷市、岡部町、川本町及び花園町の1市3町が合併し、新しい深谷市が誕生しました。現在、本市では深谷市総合振興計画における将来都市像「夢を育み 明日に飛翔する 笑顔都市 ふかや」の実現に向けて、全力で取り組んでおります。

一方で、本市をはじめ、近年の地方自治体を取り巻く社会情勢は、本格的な人口減少・少子高齢化の進展、中心市街地の空洞化、価値観やライフスタイルの多様化、地球温暖化に伴う環境問題の深刻化など、様々な分野で大きな転換期を迎えております。このような状況から、これからの都市づくりにおいては、新たな都市の拡大ではなく、質の高い都市づくりが求められております。

そこで、市民の皆様からのご意見を尊重しながら、新たな深谷市の都市計画に関する基本的な方針である「深谷市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

本計画では、「誇りと愛着を持てる田園交流都市 ふかや」を将来目標像とし、概ね20年後を見据えた都市づくりの方向性を、市域全体の「全体構想」と、市域を4地域に区分した「地域別構想」、都市づくりの実現に向けた「計画推進の方針」で示しております。

「深谷が好きだから」という言葉を原動力に、市民の皆様とともに、本市の将来が良くなることを願い、誇りと愛着を持てる都市づくりに誠心誠意努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた多くの市民の皆様や関係機関の皆様、熱心にご審議をいただきました深谷市都市計画マスタープラン策定委員会の皆様に心から御礼申し上げます。

平成24年3月

深谷市長 **小 島 進**

目 次

序章 都市計画マスタープランの概要	
1. 都市計画マスタープランとは.....	1
2. 都市計画マスタープランの構成.....	1
3. 策定体制.....	2
第1章 現状と課題	
1. 現況特性.....	3
2. 主な都市づくりの課題.....	6
第2章 都市づくりの目標	
1. 都市づくりの基本理念.....	9
2. 将来都市像.....	11
3. 将来人口フレーム.....	14
4. 将来都市構造.....	15
第3章 全体構想	
1. 土地利用方針.....	19
2. 交通体系の方針.....	23
3. 安全・安心な都市づくりの方針.....	28
4. 公園・緑地の整備方針.....	36
5. 景観形成の方針.....	39
6. 交流まちづくりの方針.....	42
第4章 地域別構想	
1. 地域別構想の目的など.....	45
2. 地域別構想.....	46
第5章 都市づくりの実現に向けて	
1. 基本的な考え方.....	67
2. 計画推進に向けて.....	68
3. 都市計画マスタープランの進行管理.....	71
資料編	73

※文章中、巻末に用語の解説をつけている用語に対して*（アスタリスク）をつけていますが、頻繁な繰り返しを避けるため、最初に出てきた用語のみに*をつけています。なお、表題部には、*をつけていません。

【表紙について】

本都市計画マスタープランで示した市の将来像を、未来に向かって組み合わせ、つくりあげていくイメージを表現しました。

序章 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランとはどのような計画であるか及び策定体制を示します。

- ◆都市計画マスタープランとは
- ◆都市計画マスタープランの構成
- ◆策定体制

【序章 都市計画マスタープランの概要】の構成

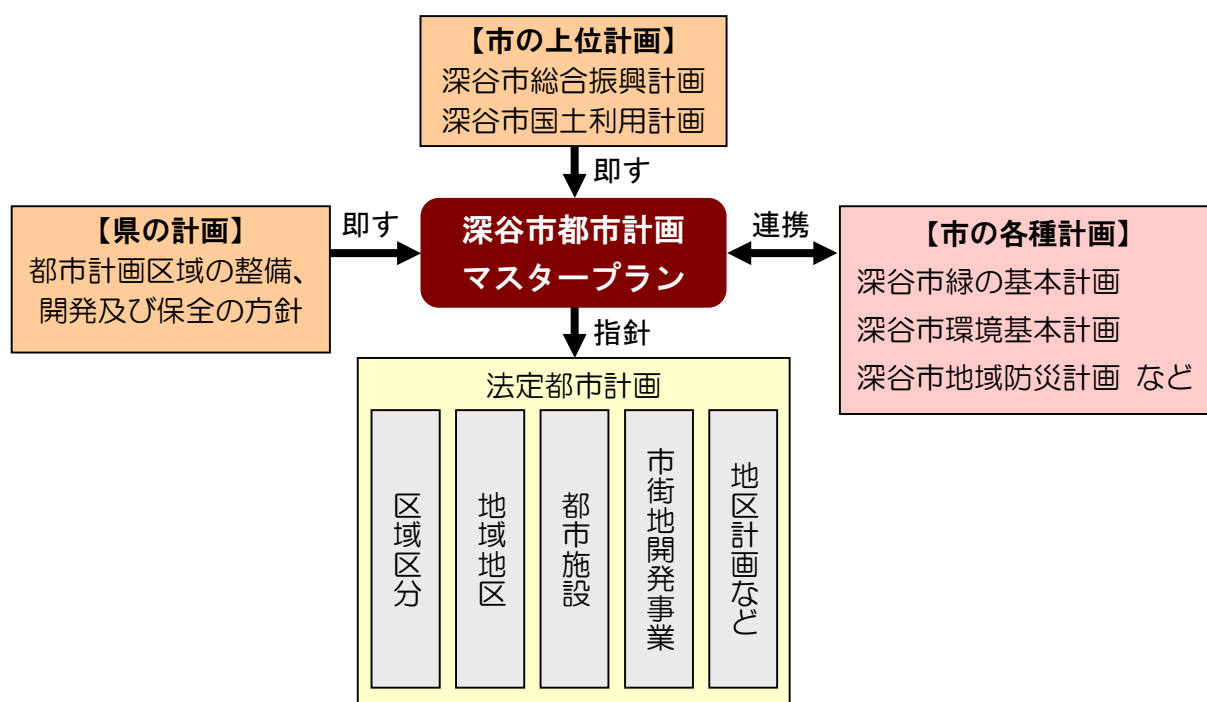
1.都市計画マスタープランとは
2.都市計画マスタープランの構成
3.策定体制

序章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成4年に都市計画法で定められた制度で、市民の意見を反映させながら、本市における目指すべき都市の将来像や整備の方針を明確にし、今後の「市の都市計画*の基本的な方針」としての役割を担うものです。

なお、「深谷市総合振興計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」（埼玉県が全県レベルの視点で都市計画区域内を中心に定めた方針）などの計画に即して定めます。



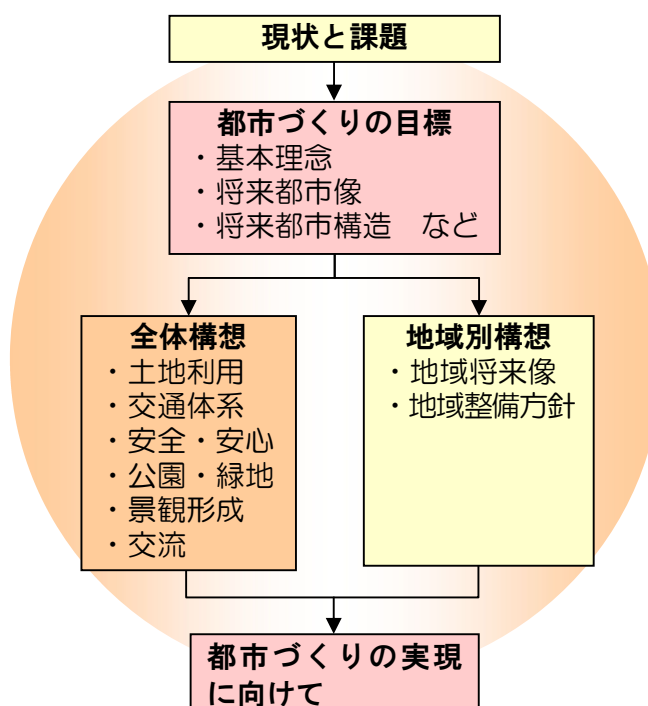
2. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、「現状と課題」、「都市づくりの目標」、「全体構想」及び「地域別構想」で構成します。

「都市づくりの目標」では、将来の本市の都市像や都市構造などについて基本的な方針を示します。

「全体構想」では、土地利用、交通体系、緑地などの方針を、「地域別構想」では、地域に密着した地域ごとの将来像と地域整備の方針を示します。

以上を踏まえ、実現に向けての推進方策についての検討を行います。

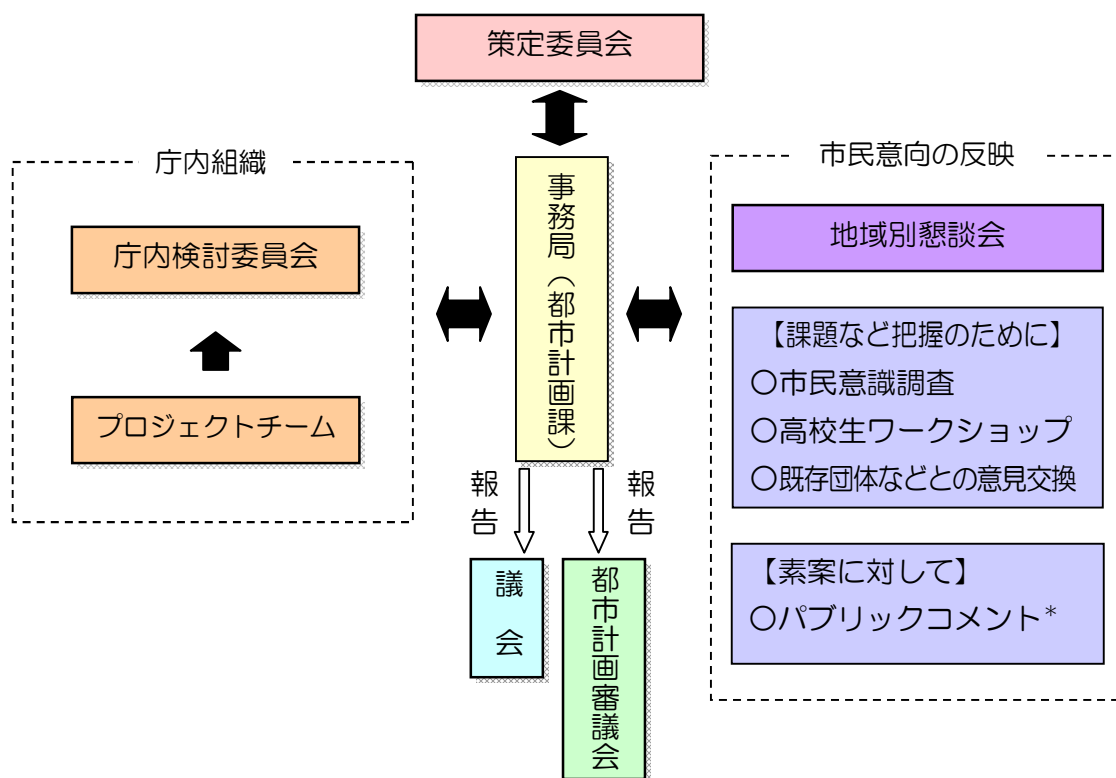


3. 策定体制

市民のみなさんのご意見を広く伺うことを目的として、市民意識調査の実施、高校生ワークショップ、既存団体との意見交換会を開催しながら、本市の抱える課題などの抽出を行いました。

また、学識経験者や公募委員などにより構成された策定委員会を開催するとともに、地域別懇談会では地域の将来像などを検討し、計画内容の実質的な議論を進めました。

【策定体制】



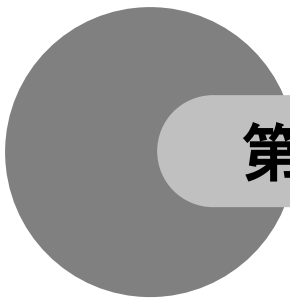
策定委員会



高校生ワークショップ



地域別懇談会



第1章 現 状 と 課 題

市の現況と課題を示します。

◆現況特性

◆主な都市づくりの課題

【第1章 現状と課題】の構成

1. 現況特性	(1) 歴史的・特性
	(2) 自然的・特性
	(3) 社会的・特性
	(4) 都市整備の状況
	(5) 観光資源
2. 主な都市づくりの課題	・ 都市づくりの基本的な考え方 ・ 都市構造 ・ 土地利用 ・ 交通体系 ・ 安全・安心（基盤整備） ・ 公園・緑地 ・ 景観形成 ・ 交流 ・ 計画推進

第1章 現状と課題

1. 現況特性

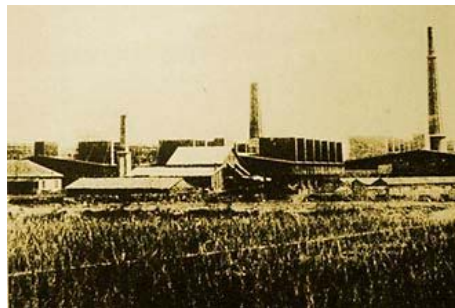
(1) 歴史的特性

江戸時代には中山道が通り、宿場町として栄えていました。

また、日本資本主義の父と呼ばれる渋沢栄一の生誕地であり、渋沢栄一により深谷で日本初の機械方式によるレンガ工場が造られました。

平成 18 年 1 月 1 日には 1 市 3 町（深谷市、岡部町、川本町、花園町）の合併により新深谷市が誕生しました。

平成 22 年 3 月 1 日に群馬県太田市南前小屋地区を編入し、深谷市高島の一部を群馬県太田市へ編入しました。



日本煉瓦製造株式会社(明治 22 年頃)

(2) 自然的特性

埼玉県北西部に位置し、東京都心から 70km 圏にあります。北は利根川を挟んで群馬県に接しています。

利根川、荒川の二大河川のほか、小山川、福川、唐沢川、志戸川、吉野川などの中小河川が流れ、冬の「赤城おろし」対策の防風林が櫛挽地区において、良好な状態で保全されています。

概ね平坦な地形であり、市の総面積は 138.41km²、うち田畑が約半分を占めています。



市全景(北側上空から望む)

(3) 社会的特性

明治 16 年に高崎線の深谷駅が開業し、明治 34 年には秩父線が開通しました。現在、J R 高崎線 2 駅、秩父線 4 駅を有しています。

関越自動車道、一般国道 17 号、深谷バイパス、上武国道、一般国道 140 号・同バイパス、一般国道 254 号などの広域間の基幹的役割を果たす道路があり、関越自動車道花園インターチェンジを有しています。

平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で人口が 1,843 人減少しています。(国勢調査)

第 1 次・第 2 次産業人口ともに減少傾向にありますが、県平均より構成比は高いことが特徴です。(平成 17 年国勢調査)

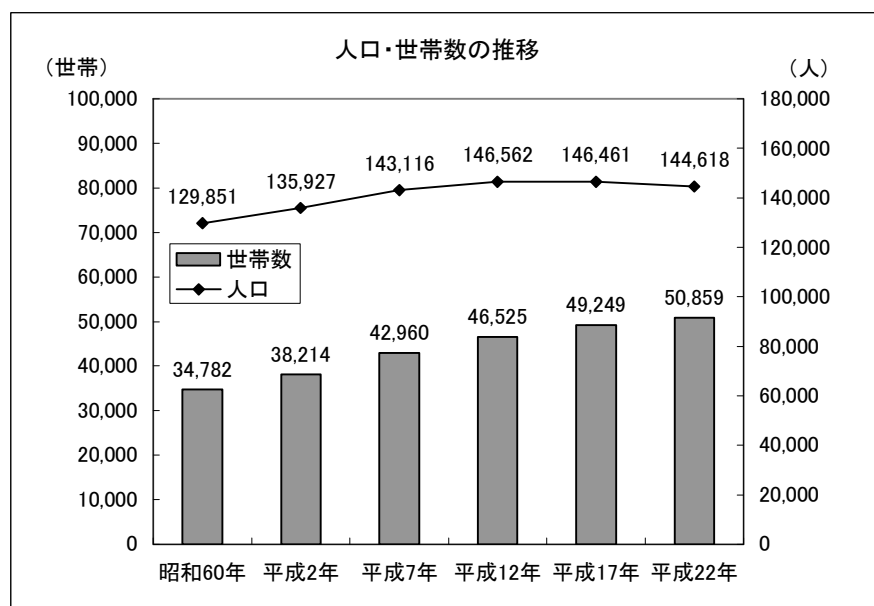
野菜、花き、畜産、植木など多様な農産物を生産し、県内第 1 位の農業産出額を誇ります。(平成 18 年埼玉農林水産統計年報)

農業従事者数の割合は県平均より高くなっています。(平成 17 年国勢調査)

製造業の集積も大きく、製造品出荷額などにおいて県内第 3 位になっています。(平成 21 年工業統計調査)

自市内通勤率は、県平均より高くなっています。(平成 17 年国勢調査)

卸売・小売業従業者数の割合は、県平均より低くなっています。(平成 21 年経済センサス基礎調査)



資料：国勢調査

		市	県平均
産業別就業人口 構成比	第1次産業	10.2%	2.2%
	第2次産業	33.3%	27.6%
	第3次産業	56.5%	70.2%
農業従業者数の割合		10.0%	5.0%
自市内通勤率		56.5%	41.5%
卸売・小売業従業者数の割合		20.6%	21.9%

資料：平成 17 年国勢調査、平成 21 年経済センサス基礎調査

(4) 都市整備の状況

市域の約 9 割が都市計画区域*であり、深谷地区、岡部地区、川本地区の深谷都市計画区域（線引き*）と、花園地区の寄居都市計画区域（非線引き*）の 2 つの都市計画区域に分かれています。深谷地区の八基・豊里地域は、都市計画区域外になります。

鉄道駅を中心に、用途地域*が指定されていますが、規模の大きい市街地は深谷駅周辺に限られます。（人口集中地区(DID)*も深谷駅周辺のみに設定）

市街地開発事業などは 64 地区、1,006.1ha で実施されており、うち 5 地区（114.7ha）については施行中です。市街化区域面積 1,725ha のうち約 52%で市街地整備が実施済みです。（平成 17 年都市計画基礎調査）

市民 1 人あたりの公園面積は 10.04 m²/人となっており、土地区画整理事業*で整備された都市公園が多く、深谷地区中心部に集中しています。（平成 21 年度末現在、都市計画課資料）

都市計画道路*は 42 路線、延長 102.76km を決定し、整備改良率は 55.6%となっています。（平成 21 年度末現在、都市計画課資料）

公共下水道の行政人口に対する普及率は 52.6%であり、特に岡部地区での普及率が低くなっています。（平成 22 年度末現在、下水道課資料）

(5) 観光資源

【観光施設など】

荒川の白鳥、コスモス街道、鐘撞堂山（霧ヶ谷津池）、仙元山公園、渋沢栄一関連施設（渋沢栄一記念館、旧渋沢邸「^{なかんち}中の家」、清風亭、誠之堂、日本煉瓦資料館、ホフマン輪窯 6 号窯、備前渠鉄橋）、深谷グリーンパーク・パティオ、埼玉県農林公園などがあります。

【イベントなど】

深谷桜まつり、花フェスタ、重忠まつり、深谷七夕まつり、ふれあいカーニバル、深谷花火大会、深谷まつり、花園ふるさと納涼夏祭り、小前田屋台まつり、おかベコスモス祭、深谷市産業祭、妙見市、酉の市などがあります。



旧渋沢邸「中の家」

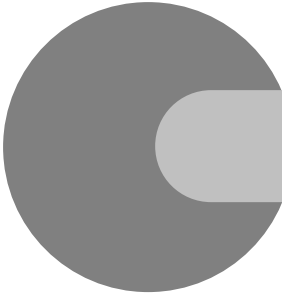


深谷まつり

2. 主な都市づくりの課題

都市づくりの基本的な考え方	・人口減少、超高齢化などの社会の潮流及び持続可能な社会*形成などの国の都市政策の方向性を受け、エコ・コンパクト*な集約型都市構造の都市の実現を目指すことが重要です。 ・ストック形成*を重視し、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、市民の主体的参画によるエリアマネジメント*活動などを促進することが必要です。 ・近年、出生数の減少、転出数の増加傾向が強まっており、子どもを生み育てやすく、かつ、本市に住み続けたいとする都市づくり*を目指すことが重要です。 ・旧市町で策定された都市計画マスタープランの共通する方向性として、「安心・安全」「自然・田園環境との共生」「協働」があり、これらの都市づくりの方向性は継承していきます。
都市構造	・市全体の中核拠点としての深谷駅周辺、その他の地域拠点として上柴地区や岡部駅周辺、武川駅周辺、小前田駅周辺の各々の役割を明確にし、その役割に応じた都市機能を集積するとともに、田園地域については保全を図るなど、都市と田園のメリハリのある土地利用を形成することが重要です。 ・各拠点、都市と田園など、それぞれの地域が有する役割や資源の交流・連携を図り、他の都市も含めた広域的、効果的なまちづくり*を進めるため、花園インターチェンジ周辺について、交流・連携拠点としての機能を集積することが必要です。
土地利用	・市域全体の都市機能を適正に配置することが重要です。 ・駅周辺においては、駐車場の整備や活性化に向けた施策の充実が必要です。 ・駅周辺の活性化のためには、まちなかに人口を増やすことも重要であり、住宅整備の促進が必要です。 ・市全体の住宅整備の方向性としては、新市街地を開発するより既成市街地の再生や居住環境の向上を支持する意見が多く、既成市街地の居住環境の改善が必要です。 ・深谷バイパスや一般国道 140 号バイパスなどの広域幹線道路沿道については、周辺環境への調和に配慮した土地需要への対応など、適切な土地利用の誘導が必要です。
交通体系	・市域全体の将来交通需要に適合させるとともに、周辺都市との交通連携に配慮した交通ネットワークを構築することが重要です。 ・道路、交通面については、歩行者及び自転車の安全性・利便性の向上を求める意見が多く、それらを検討することが必要です。
安全・安心（基盤整備）	・道路、公園、下水道などの都市基盤の整備については、重点化・効率化を図りつつ、着実に推進することが必要です。
公園・緑地	・市域全体の公園・緑地の配置、ネットワークを構築することが必要です。 ・自然環境の保全を望む市民の意見が多く、自然環境の保全に努めることが必要です。

景観形成	・農地が広がる田園環境は、景観的に重要な資源であり、維持・強化することが重要です。 ・特徴的な環境資源(利根川・荒川・鐘撞堂山・櫛挽の防風林など)を核とした地域の魅力づくりを推進することが必要です。 ・好きな景観としてあげられた資源(仙元山公園や深谷駅舎及び駅周辺)については、それらの保全及びさらなる魅力づけが必要です。
交流	・人口減少のすう勢の中で、地域の活性化を図るためには、魅力あるまちづくりを市民とともに推進し、交流人口の拡大を図ることが重要です。
計画推進	・市民との協働によるまちづくりについては、一定の成果が見られており、今後とも継続して推進することが必要です。 ・計画の着実な進展を目指し、実現可能な推進方策(市民・事業者・行政との役割分担や進行管理など)を検討することが必要です。



第2章 都市づくりの目標

都市づくりの基本理念とそれに基づく市の将来の都市の姿を示します。

- ◆都市づくりの基本理念
- ◆将来都市像
- ◆将来人口フレーム
- ◆将来都市構造

【第2章 都市づくりの目標】の構成

1.都市づくりの基本理念		●次世代へ価値ある資産を継承 ●深谷らしさの創造 ●市民との協働
2.将来都市像	(1)都市づくりのテーマ	誇りと愛着をもてる 田園交流都市 ふかや
	(2)都市づくりの基本方向	●各地域の特性を発揮させ、バランスのよい都市づくり ●人にやさしい交通環境の形成 ●安全・安心で、持続可能な都市づくり ●緑の保全と創出 ●市民が誇りと愛着を感じられるような景観の創出 ●市民とともに交流を通して創出する深谷らしいまちづくり
3.将来人口フレーム	(1)目標年次	平成42年
	(2)将来人口	約13万人
4.将来都市構造	(1)将来都市構造構築の方針	
	(2)将来都市構造	●軸～深谷を貫く都市機能と自然の骨格～ ●拠点～深谷の都市機能集積、産業集積、自然資源の核～ ●ゾーン～深谷の土地利用のまとまり～

第2章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの基本理念

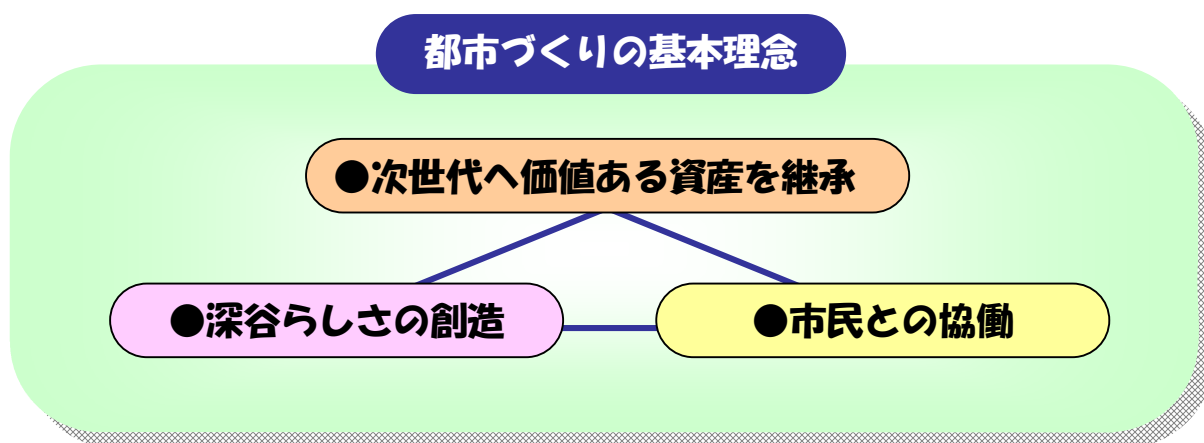
深谷市総合振興計画において、次のように基本理念を定めています。

【深谷市総合振興計画の基本理念】

「未来への責任」、「個性の発揮」、「市民自治と協働」をこれからの地域社会において何よりも大切にすべき基本的な価値と考えて基本理念として掲げ、新しい時代にふさわしい「深谷らしいまちづくり」を基調として進めます。



深谷市都市計画マスタープランでは、深谷市総合振興計画の基本理念を受けて、「市の都市計画の総合的な指針」を定めるという観点から、次のとおり基本理念を定めます。



●次世代へ価値ある資産を継承

都市とは、人がつくり、つかうものです。また、つくったら終わりではなく、つかい続けて生き続けるものです。未来の子どもたちへ、より良い状態で都市・環境を引き継いでいくことは非常に重要なことです。

環境保全と開発のバランスを考慮しながら、エコ・コンパクトな集約型の都市構造の実現を目指すとともに、都市基盤施設などについては、適正に維持管理を行い、次世代へ引き継いでいきます。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題についても身近な地域から解決していくべき課題はたくさんあります。持続可能な社会システムを構築することで、都市として総合的な環境資産を次世代へ継承することを目指します。

●深谷らしさの創造

本市の有する資源は多種多様であり、歴史的には、中山道の宿場町、渋沢栄一関連の史跡など、自然資源としては、利根川、荒川、鐘撞堂山、櫛挽の防風林など、市民参加としては、ガーデンシティふかやの取り組みを始め、各地域に多くの祭りや伝統芸能などがあります。また、多様な農産物を生産していますが、特に、野菜、花きなどは、全国有数の生産地となっています。

これら本市の特色を活かし、個々の魅力を向上させるとともに、ネットワーク形成などにより連携を強化し、他市町村に発信できる「深谷らしさ」を形成していきます。

この「深谷らしさ」の形成は、市民の市への愛着や誇りの醸成にもつながります。また、この都市づくりの基本理念全体の目指す取り組みそのものが、「深谷らしさ」となることを目指していきます。

●市民との協働

まちづくりは、他人（ひと）に任せるのではなく、このまちに暮らし、学び、働き、まちを愛する市民、事業者などと行政が、ともに力と知恵を出し合い、協働で行うことが重要です。

都市を舞台に、主人公である市民がまちづくりに関わり続けることによって、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上することが可能になります。

より良いまちづくりに向け、行政と市民が手を携えて、前向きに取り組むことを目指します。

2. 将来都市像

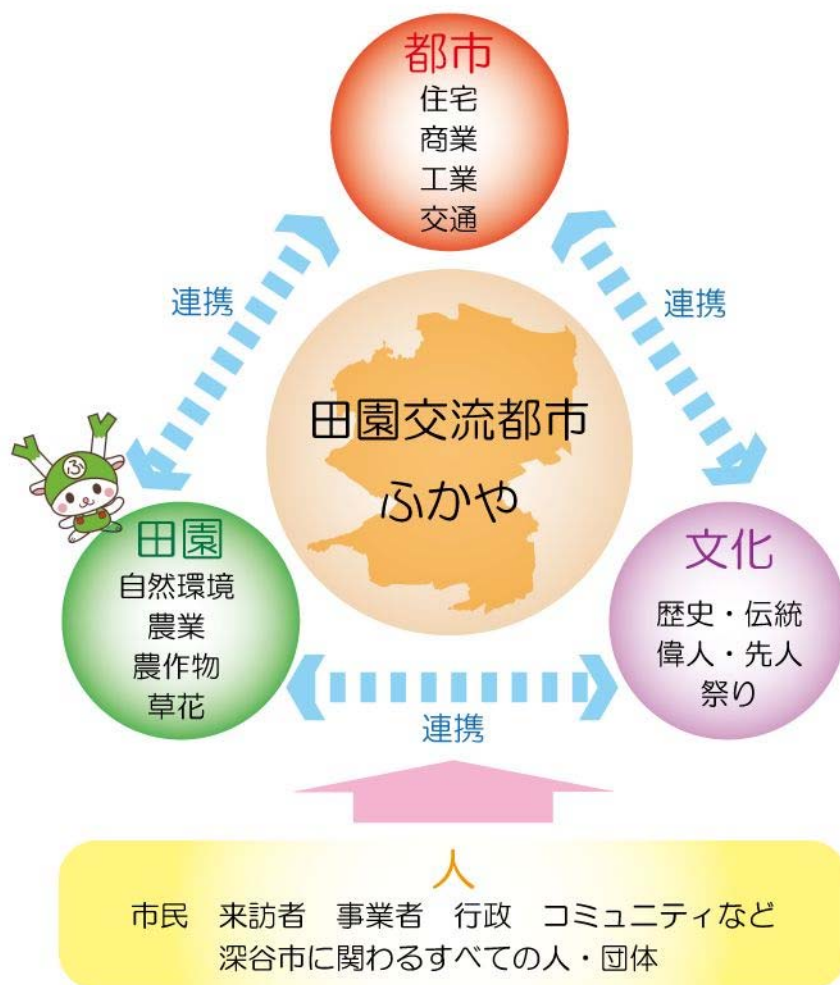
(1) 都市づくりのテーマ

誇りと愛着をもてる 田園交流都市 ふかや

～都市・田園・文化が織りなすまちづくり～

本市では、「次世代へ価値ある資産を継承」、「深谷らしさの創造」、「市民との協働」の3つの柱を基本に据えた都市づくりを、本市を構成する「都市」、「田園」、「文化」の要素を連携させ、かつ、様々な人々との交流を通して進めることにより、市民が、深谷で育つ、学ぶ、働く、遊ぶ、住まうことに誇りを持てる、また、愛着を感じられるような田園交流都市となることを目指します。

【都市づくりのテーマの概念図】



(2) 都市づくりの基本方向

●各地域の特性を発揮させ、バランスのよい都市づくり

都市づくりの基本となる土地利用の配置については、以下に示す基本方針のもと設定します。

- 集約型都市構造へ向けた取り組みを推進し、エコ・コンパクトシティを形成
- 深谷駅周辺（中心市街地）は市全体の都市拠点、上柴地区、岡部駅周辺、武川駅周辺、小前田駅周辺は、市民に身近な地域拠点として都市機能を集積、花園インターチェンジ周辺は、広域からの来訪者の誘導ならびに各拠点の機能及び近隣都市との交流や連携を図る拠点としての機能を集積
- 市街地・集落における快適で良好な居住環境の形成
- 広域交通網へのアクセス性を活かした生産流通や物流などの機能を有する複合的な拠点づくりの推進など新しい産業活力の創出
- 都市整備を推進すべき地域と田園環境を保全すべき地域を明確にし、適正な土地利用の規制・誘導方策を推進

●人にやさしい交通環境の形成

都市の基盤となる道路、公共交通などの交通環境については、以下に示す基本方針のもと整備を進めます。

- 市民の移動の基盤である道路については、着実に整備を推進し、適切に維持管理を推進
- 自転車・歩行者の安全性、利便性の向上に資する道路整備の推進
- 交通弱者などの移動を確保する総合的な交通施策の推進

●安全・安心で、持続可能な都市づくり

総合的な生活環境の向上に向けて、以下に示す基本方針のもと整備を進めます。

- 防災・防犯に配慮した市街地整備を推進し、災害に強い都市を形成
- 上・下水道、河川などの基盤整備については、着実に整備を進め、施設の老朽化に対しては、適切な維持管理のもと整備・改修を推進
- 環境負荷の少ない循環型のシステムを構築し、持続可能な都市を実現
- すべての整備において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*の視点を重視

●緑の保全と創出

自然生態系の維持、都市環境の改善などの役割を担うとともに、市民生活に潤いと安らぎをもたらす重要な要素である緑については、以下に示す基本方針のもと保全・創出を図ります。

- 河川の緑の活用や道路緑化の推進により緑の環、緑の軸を形成するとともに、緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成
- 市街地における身近な緑地の創出や市民緑化活動の促進などによりまちの緑を活性化
- ふるさと風景を形成する緑地や歴史・文化と融合した特色ある緑など貴重な緑の保全・活用

(「深谷市緑の基本計画*」より)

●市民が誇りと愛着を感じられるような景観の創出

文化の香る深谷らしい景観を創出するために、以下に示す基本方針のもと整備・保全などを進めます。

- 中心市街地において美しさと賑やかさを生み出す取り組みの推進
- 市民が慣れ親しみ、深谷の原風景としての田園景観の保全・再生
- 歴史的景観の保全と活用
- 景観形成施策の展開

●市民とともに交流を通して創出する深谷らしいまちづくり

本市が、市民に親しまれ、愛され、誇りをもてる都市となるために、以下に示す基本方針のもと市民と協働してまちづくりを進めます。

- 市民にまちづくりへの参加機会を提供するとともに、市民への情報発信を充実
- 市民の意向を受け止め、行政に活かすしくみの充実
- 市民の主体的参画によるエリアマネジメント活動などを支援
- まちづくりに関する交流機会の創出と支援
- 交流人口の増加に向け、広く本市の魅力の情報発信を強化

3. 将来人口フレーム

(1) 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年間の都市づくりの基本方針を示すものです。

この都市計画マスタープランは、平成42年（西暦2030年）を目標年次に設定します。

目標年次：平成42年（西暦2030年）

(2) 将来人口

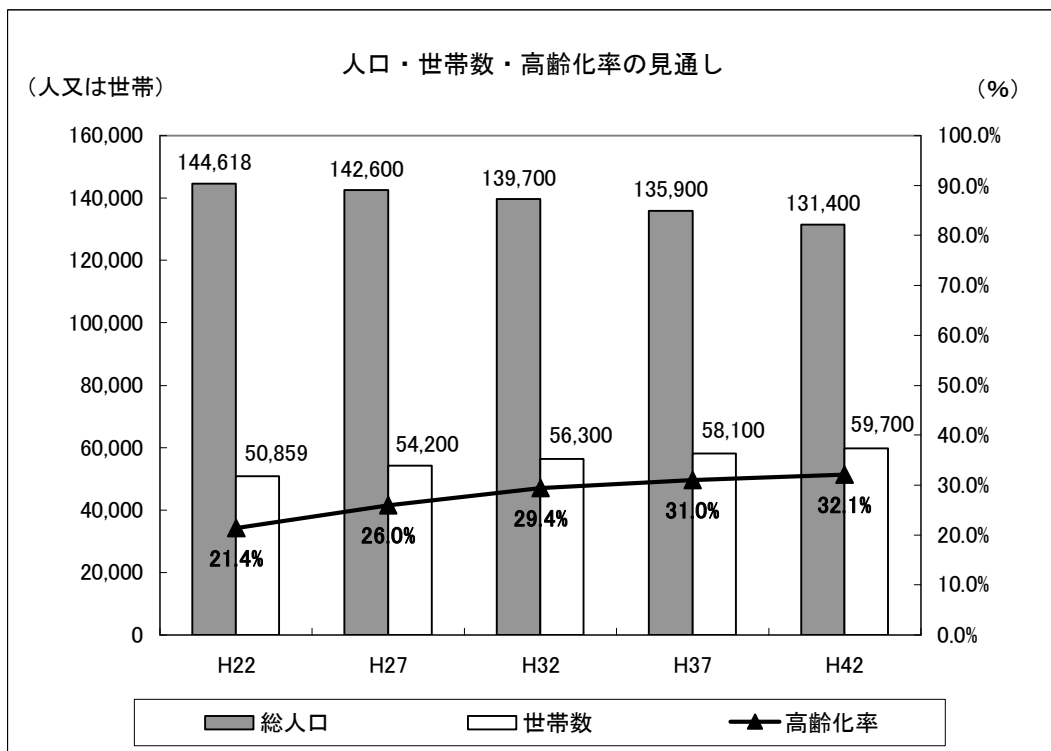
近年の本市の人口は14万人台で推移し、高齢化率は2割を超えています。全国的には人口減少の傾向になっており、これまでのような右肩上がりの人口増は期待できません。

平成17年と平成22年の人口から将来人口を推計した結果、本市の平成42年の将来人口を13万人と想定します。

一方、単独世帯の増加などの要因により、世帯数は増加傾向にあり、将来においてもこの傾向が続くと想定し、平成42年には約6万世帯とします。

**将来人口：平成42年（西暦2030年） 約13万人 高齢化率（約32%）
世帯数（約6万世帯）**

【将来人口・世帯数・高齢化率の見通し】



※平成22年は国勢調査、平成27年以降はコーホート要因法*による推計値

4. 将来都市構造

(1) 将来都市構造構築の方針

これからの都市づくりは、大量消費・拡大型ではなく、徒歩、自転車、公共交通による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアにまとまって配置されている環境負荷の小さい集約型の都市を目指すことが重要です。

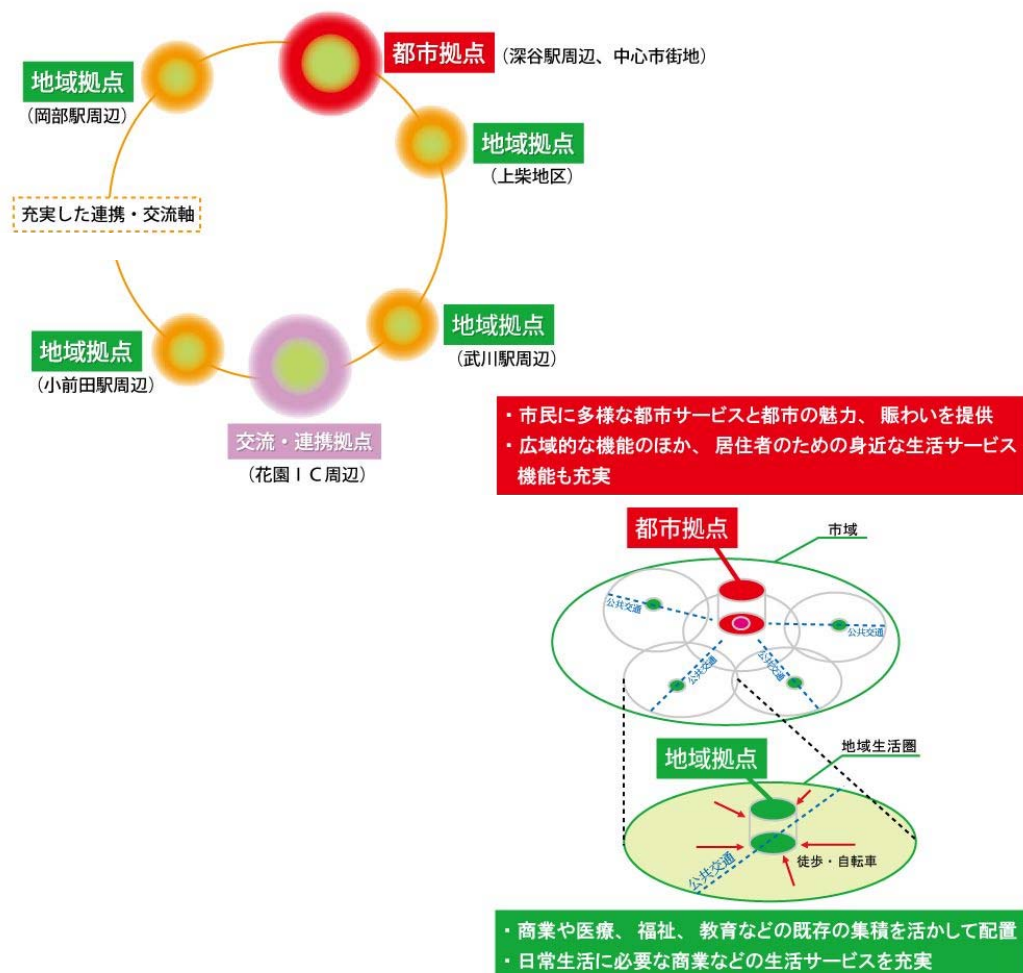
基本的な方針としては、都市づくりの基本理念及び都市づくりの基本方向でも整理したようにエコ・コンパクトな集約型都市構造の実現へ向けた都市構造の構築を目指します。

合併に伴い策定された深谷市総合振興計画では、主に、J R 高崎線及び秩父線の駅を中心とした核となる拠点と、それを補完する拠点から構成される都市構造が示されています。これらの拠点は旧市町の中核拠点であり、本市においてはそれぞれの拠点としての役割を整理し、広域的な都市計画の調整・運用も視野に入れ、都市計画マスタープランとして明確にする必要があります。

具体的には、深谷駅周辺の中心市街地を都市の競争力をけん引する広域的な機能を担う都市拠点とし、それを地域の生活を支える機能を集積した地域拠点が補完しつつ、これらの効果をより高めるよう、各拠点間や他の都市との活発な交流・連携が可能となるような都市構造を構築していきます。

さらに、前述の都市づくりの基本方向を、具体化していくことにより、その実現を目指します。

【深谷らしい集約型都市構造のイメージ】



(2) 将来都市構造

本市は都市の軸を構成する資源を多く有しています。まず、北を利根川、南を荒川という2つの大きな河川軸に挟まれていることが特徴的であり、さらに、北から順に、上武国道、深谷バイパス、J R高崎線、一般国道140号バイパス、秩父線、関越自動車道といった交通動線が通っています。これらの河川、鉄道、道路と、深谷駅を中心に放射状に形成されている都市幹線道路を軸の骨格とします。

これらの軸の骨格で、本市内の拠点などをつなぎ、束ねて、「都市内連携軸」とします。この軸は、広域的な視点では周辺都市間との連携を担う「都市間連携軸」としての機能も有しています。この2つの役割を持つ連携軸を都市機能連携軸と位置づけます。

また、市内には集約型都市構造の核となる拠点や、産業拠点、緑の拠点があり、さらに、住宅系・産業系市街地、農地を中心とした田園地域が土地利用のベースとなっています。これらを具体化すると以下のように設定されます。

●軸 ～深谷を貫く都市機能と自然の骨格～

☆都市機能連携軸

- 高崎線都市機能連携軸：J R高崎線沿線、一般国道17号沿道を核に連なる都市機能連携軸
- 秩父線都市機能連携軸：秩父線沿線、一般国道140号バイパス沿道を核に連なる都市機能連携軸

☆自然軸

- 利根川流域軸：利根川と沖積低地*に広がる田園農地を中心にした空間軸
- 荒川流域軸：荒川と沿川の農地、集落などの多様な土地利用を構成する空間軸

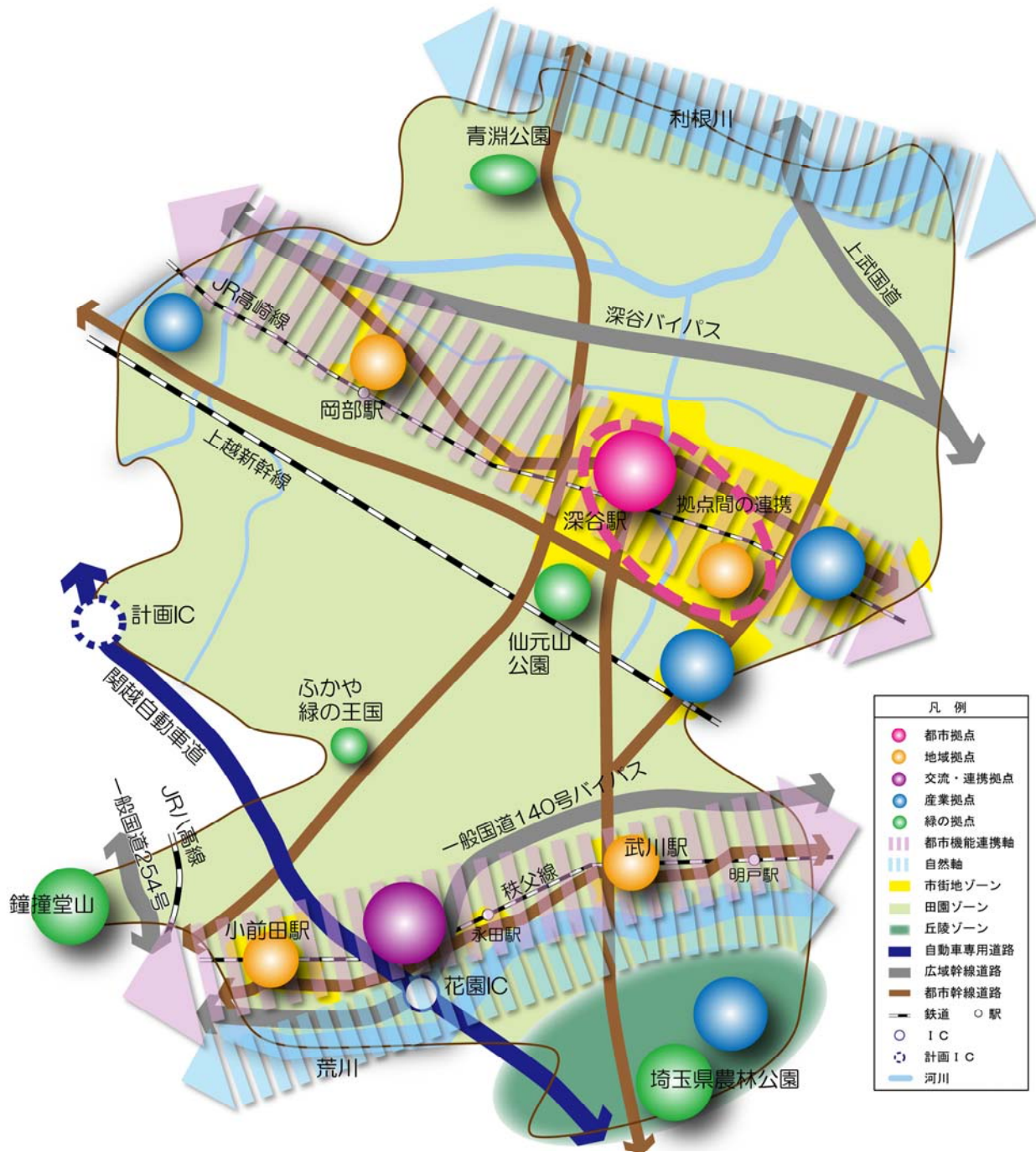
●拠点 ～深谷の都市機能集積、産業集積、自然資源の核～

- 都市拠点：本市の中核となり、商業業務、交通結節点*、都市型居住などの複合機能の集積拠点。深谷駅周辺（中心市街地）
- 地域拠点：地域の核となり、商業業務、交通結節点、生活利便機能などが集積する拠点。上柴地区、岡部駅周辺、武川駅周辺、小前田駅周辺
- 交流・連携拠点：他の拠点、近隣都市のまちづくり資源及び住民との交流・連携を図り、広域的な賑わいを創出するための拠点。花園インターチェンジ周辺
- 産業拠点：工業などの主要な産業集積の拠点。
- 緑の拠点：大規模公園・緑地など、深谷の緑を代表する拠点。仙元山公園、埼玉県農林公園、鐘撞堂山、青淵公園、ふかや緑の王国*

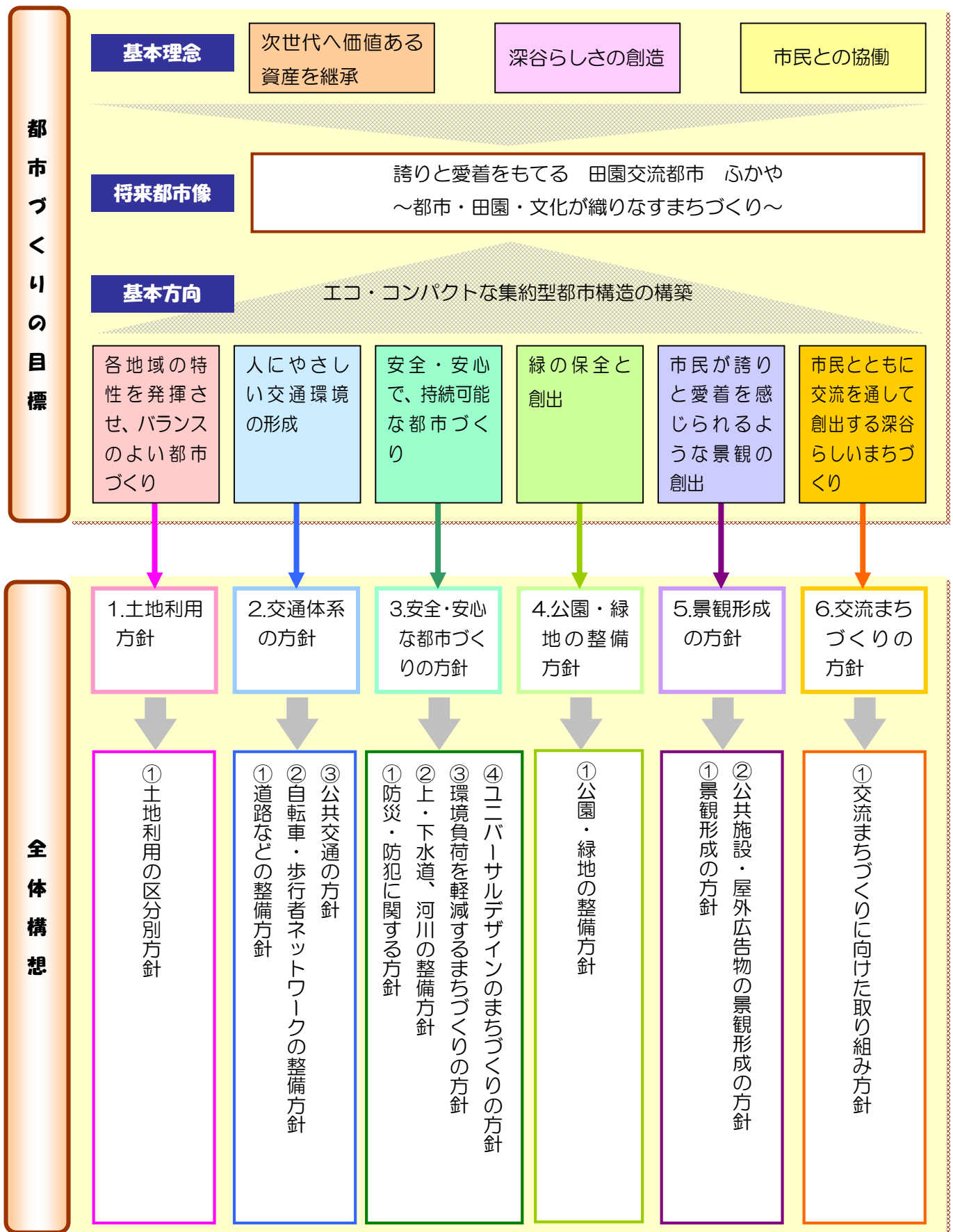
●ゾーン ～深谷の土地利用のまとまり～

- 市街地ゾーン：市街化区域*、用途地域を中心としたゾーン。
- 田園ゾーン：農地を中心に、農業集落が点在するゾーン。北部は利根川沖積低地、南部は荒川扇状地*により構成される。
- 丘陵ゾーン：本市では数少ない丘陵地。秩父山地から比企丘陵につらなる丘陵地の外縁に位置するゾーン。

【将来都市構造図】



【都市づくりの体系】





第3章 全 体 構 想

将来都市像の実現に向け、市全体の都市づくりの方向性を部門別を示します。

- ◆土地利用方針
- ◆交通体系の方針
- ◆安全・安心な都市づくりの方針
- ◆公園・緑地の整備方針
- ◆景観形成の方針
- ◆交流まちづくりの方針

【第3章 全体構想】の構成

1.土地利用方針	1-1 基本的な考え方	
	1-2 土地利用の区分別方針	(1)市街地 (2)田園地域
2.交通体系の方針	2-1 基本的な考え方	
	2-2 道路などの整備方針	(1)市内の円滑な道路体系の形成 (2)駅前広場及び駅周辺での駐車場・駐輪場の整備
	2-3 自転車・歩行者ネットワークの整備方針	(1)自転車ネットワークの確立 (2)安全で人にやさしい歩行空間の整備
	2-4 公共交通の方針	(1)鉄道輸送力強化のための働きかけの推進 (2)公共交通の利便性の向上 (3)鉄道駅及び駅周辺でのバリアフリー化の推進
3.安全・安心な都市づくりの方針	3-1 基本的な考え方	
	3-2 防災・防犯に関する方針	(1)地域防災体制の充実と防災力の向上 (2)防犯体制の充実と犯罪要因を除去する環境形成
	3-3 上・下水道、河川の整備方針	(1)水道水の安定的な供給 (2)下水道施設などの整備 (3)治水と親水を兼ね備えた河川などの整備 (4)総合治水対策の推進
	3-4 環境負荷を軽減するまちづくりの方針	(1)低炭素都市づくりの推進 (2)廃棄物処理施設の整備 (3)ごみの発生抑制とリサイクルの推進 (4)再生可能エネルギーの活用
	3-5 ユニバーサルデザインのまちづくりの方針	(1)道路などのユニバーサルデザイン化の推進 (2)公共施設や大規模施設などでのユニバーサルデザイン化の推進 (3)案内板など公共サインのユニバーサルデザイン化の推進
4.公園・緑地の整備方針	4-1 基本的な考え方	
	4-2 公園・緑地の整備方針	(1)緑の環、緑の軸の形成 (2)まちの緑の活性化 (3)貴重な緑の保全・活用
5.景観形成の方針	5-1 基本的な考え方	
	5-2 景観形成の方針	(1)中山道沿道・周辺地区での歴史的景観形成の推進 (2)住宅地景観 (3)商業地景観 (4)工業地景観 (5)集落地景観
	5-3 公共施設・屋外広告物の景観形成の方針	(1)公共施設 (2)屋外広告物
6.交流まちづくりの方針	6-1 基本的な考え方	
	6-2 交流まちづくりに向けた取り組み方針	(1)市のPR・交流窓口の創出 (2)自転車による交流ネットワークの創出 (3)農業による交流の推進 (4)各地区の公民館での活動の充実 (5)市民と行政との協働のまちづくり

第3章 全体構想

1. 土地利用方針

1-1 基本的な考え方

エコ・コンパクトな集約型都市構造の都市を実現するため、市街地や集落の無秩序な拡大は抑制し、市街地と田園が調和した環境を維持することを目指します。

市街地・主要な集落内については、日常的な生活利便施設を誘導し、歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指します。

一方、主要な集落以外の田園地域については、現状の土地利用の維持を基本とし、必要に応じ既存コミュニティの維持や周辺環境に配慮した整備を行うとともに、営農環境及び集落環境の保全を図ります。

1-2 土地利用の区分別方針

(1) 市街地

1) 商業業務系土地利用

①中心商業業務地区（深谷駅周辺中心市街地）

●まちなかを生活街*として再生します

本市の顔にふさわしい魅力的な市街地の形成と業務核都市*としての都市機能の集積を目指し、まちなかに活気とにぎわいを生み出すため、ハードとソフトの両面から総合的な取り組みを進めます。

②拠点商業地区（上柴地区）

●商業・交流複合拠点として、地域に愛される地区形成を目指します

市全体の商業拠点であると同時に、地域住民への生活サービスに資する機能を担う地区であることから、周辺地域の日常生活の利便性向上に向けた機能の充実を目指します。

また、歴史性を備えた深谷駅周辺の中心商業業務地区と大型商業施設を有する拠点商業地区とで双方の特性を明確にし、役割分担をする中で、互いに集客力を高めることができるよう交通ネットワークやイベントなどの連携を充実します。

③地域サービス地区（岡部駅周辺、武川駅周辺、小前田駅周辺）

●日常のサービスに資する商業や生活利便施設の集積を図ります

周辺地域の拠点的な役割を担うため、地域住民に対する日常の生活サービスに資する機能の充実を目指します。

また、各駅周辺については、駅へのアクセス性の向上などにより交通利便性を高め、駐車場や駐輪場の整備などにより交通結節点としての機能強化を図ります。

④沿道サービス地区

●沿道サービス型の商業の集積を図ります

沿道サービス型の商業施設が集積している地区については、今後も集約立地を図るとともに、周辺地域の環境や円滑な交通処理などに十分配慮します。

⑤行政・文化中心地区

●本市の行政・文化の中心として、利便性とシンボル性の高い地区形成を図ります

深谷市役所をはじめ、市立図書館、市民文化会館などの行政・文化施設が集積している仲町及び本住町周辺については、市民が訪れる機会が多い地区であるとともに、公共施設が集約しているため、社会実験的にいろいろな取り組みを行いやすい地区です。

したがって、道路などのユニバーサルデザイン化、緑化の推進などにより地域としての緑の総量の増加、景観的な質の向上（個々の施設のデザイン化やまちなみとしての調和）など、今後の都市づくりを先導するような整備を進めます。

2) 住居系土地利用

①計画住宅地区（基盤整備済・施行中含む）

●良好な居住環境を維持・形成します

土地区画整理事業などにより、道路、公園などの基盤が整備されている地区については、既存の基盤を活かして良好な居住環境の維持・保全に努めます。

さらに、地権者などの合意形成が図られる地区については、地区計画*や建築協定*などを活用し、宅地周りの緑化や調和のとれたまちなみ形成を目指します。

②一般住宅地区

●生活基盤の整備を図り、居住環境の改善を図ります

既成市街地で、道路、公園などの基盤が不足している地区については、生活道路の幅幅や公園・緑地の整備を順次進めることにより、居住環境の改善に努めます。

3) 工業系土地利用

①工業地区

●工業施設の分布や工業地域での配置を維持します

用途地域が工業専用地域の地区については、既存の工業機能を維持し、今後も周辺環境及び環境保全に配慮します。

②住宅・工業複合地区

●住宅・工業各々の機能の共存を図ります

住宅・工業が混在する地区については、生活環境への配慮を促し、双方の機能の共存を図ります。

また、商業系用途地域の地区に商業施設の集約を図るため、準工業地域での大規模商業施設の立地のあり方を検討します。

(2) 田園地域

① 主要な集落

● 地域の文化・交流の核として機能の充実を図ります

田園地域の集落の中でも、学校及び公民館などのコミュニティの拠点が集積している集落については、地域の文化・交流の核として位置づけ、田園地区の生活拠点的な役割を担うための機能の充実を図ります。

② 田園地区

● 営農環境及び集落環境の保全・向上に努めます

農地や農村集落を中心とする田園地区については、営農環境及び集落環境の保全・向上に努めます。

③ 工業地区

● 周辺環境への配慮を行います

既存の工業施設については、既存の工業機能を維持し、周辺環境及び環境保全に配慮します。

● 工業系土地利用の計画的な誘導を行います

花園インターチェンジ周辺及び一般国道 140 号バイパス沿道など、交通利便性の高い地域や工業機能の集積に適している地域については、土地需要動向などの把握に努めるとともに、周辺環境に配慮した計画的な工業系土地利用の誘導を図ります。

● 産業誘導エリアを配置します

本市の産業振興のため、流通業や物流業、新産業や複合産業など、今後成長の見込まれる産業を核として、深谷市総合振興計画に基づいた産業誘導エリアの配置（再配置）を検討します。

産業誘導エリアは、都市基盤の更新（整備）状況や社会・経済動向などを見極めるとともに、周辺環境との調和に配慮して配置（再配置）します。

④ 花園インターチェンジ周辺地区

● 交流と連携による活性化拠点形成を進めます

花園インターチェンジ周辺地区は、広域からの集客力を高める機能とともに、他の都市を含め、観光や農業など、その都市独自の資源や住民との交流・連携機能を有する広域的な活性化拠点の形成を進めます。

この拠点形成にあたっては、周辺地域の環境への調和や円滑な交通処理などに十分配慮します。

また、沿道サービス型商業施設が集積している一般国道 140 号バイパス沿道地区については、現在の機能維持に努め、花園インターチェンジ周辺地区との相乗効果を図ります。

⑤ 特徴的田園景観地区

● 特徴的な景観を保全します

防風林が連続する特徴的な景観を有する櫛挽については、「ふるさとの緑の景観地*」に指定されており、今後も保全の支援を行います。

⑥丘陵・樹林地

●貴重な緑地のまとまりを保全します

市域の南部に位置する丘陵部や市西部の樹林地、鐘撞堂山については、貴重な森林のまとまりとして保全を図ります。

【土地利用方針図】



2. 交通体系の方針

2-1 基本的な考え方

道路は、都市の土台となる骨格を形成するものです。

交通機能として、自動車、自転車、歩行者などを通す「トラフィック機能」、沿道の土地、建物、施設などへの出入りを担保する「アクセス機能」をはじめ、空間機能として、上・下水道、電気、電話、ガスなどの「収容機能」、避難路や延焼防止などの「防災機能」、さらには、都市の骨格を形成し、緑化、通風、採光などの「都市環境機能」など、複合的な役割を担っています。

道路の有するこれらの機能を踏まえた上で、通過交通と地域の交通が混在しないよう広域的な交通を担う幹線道路と日常的な交通を支える生活道路など、道路の役割分担を明確にし、体系的で機能的な道路ネットワークを構築します。

また、環境への負荷を低減し、集約型都市構造を実現するためには、公共交通や自転車・歩行者などのネットワークの充実が、重要なポイントとなります。

これらの視点をベースに、本市の交通体系をとらえ、全ての市民が安全で利用しやすい交通環境を目指します。

2-2 道路などの整備方針

(1) 市内の円滑な道路体系の形成

道路は、広域を結ぶ道路、地区に密接な道路などその役割により分類することができます。以下、道路の分類ごとに方針を整理します。

①自動車専用道路

専ら自動車の交通の用に供し、広域交通を大量で、かつ高速に処理する道路です。

市内には、南西部を関越自動車道が通り、結節点としては、花園インターチェンジがあります。また、関越自動車道寄居パーキングエリアにおいて、E T C専用のインターチェンジの設置を計画しています。

なお、市内からの関越自動車道の利便性をより高めるため、インターチェンジへのアクセス道路については、国・県への要望を含め、強化を図ります。

②広域幹線道路

隣接都市間を広域的に連絡し、通過交通を含め市内に出入りする自動車交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有すべき道路で、今後とも適正な維持管理を要望していきます。

本市では、以下の路線を位置づけます。

- ・都市計画道路 3.2.1 上武道路
- ・都市計画道路 3.3.2 深谷バイパス
- ・都市計画道路 3.3.31 本庄道路

上記3路線は、市の北側における東西軸を形成するとともに、熊谷市、本庄市及び群馬県太田市などの隣接市を連絡する大宮国道事務所管轄の道路です。

上武道路、深谷バイパスは4車線での供用に向け要望していきます。

- ・都市計画道路 3.3.1 国道 140 号寄居バイパス
- ・都市計画道路 3.3.24 新甲府熊谷線

上記 2 路線は、市の南側における東西軸を形成するとともに、熊谷市、寄居町などの隣接市町を連絡する道路です。

- ・一般国道 254 号

東京都から埼玉県・群馬県を経由し、長野県へ至る広域幹線道路です。寄居町から市内を約 450m 通過し、美里町へと連絡しています。

③都市幹線道路

隣接市町を結ぶ道路、市内の拠点や主要な施設を結び相互間の交通を集約して処理する道路で、都市の骨格を形成する道路です。同路線のバイパスが整備されている一般国道及び主要地方道、都市計画道路などのうち J R 高崎線と立体交差し、市の東西及び南北方向の連携に寄与する道路などを位置づけます。

なお、本市は、南北方向の動線が脆弱なため、県への要望を含め南北方向の幹線道路を重点的に整備し、市域全体の交流・連携強化を図ります。

本市では、以下の路線を位置づけます。

- ・都市計画道路 3.4.8 国道 17 号線
- ・一般国道 140 号
- ・主要地方道伊勢崎深谷線～都市計画道路 3.3.7 西通り線～主要地方道深谷寄居線
- ・都市計画道路 3.3.4 東通り線～市道幹 51 号
- ・都市計画道路 3.4.5 南通り線～コスモス街道～都市計画道路 3.5.32 榛沢通り線
- ・都市計画道路 3.4.6 中央通り線～主要地方道深谷嵐山線
- ・都市計画道路 3.4.9 北通り線
- ・主要地方道本庄妻沼線
- ・主要地方道熊谷児玉線
- ・主要地方道熊谷寄居線
- ・主要地方道花園本庄線
- ・北武蔵広域農道（花植木街道）

④地区幹線道路

前述の都市幹線道路に位置づけた道路以外の都市計画道路、一般県道及び広域農道などを位置づけます。

広域幹線・都市幹線道路を結び、広域幹線・都市幹線道路に囲まれた地域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線的な道路として、県への要望を含め、整備を進めます。

なお、荒川を横断する南北方向の道路を秩父線の武川駅と明戸駅の間に配置することについて県へ要望します。

⑤生活道路

日常の交通を集散させるとともに、宅地への出入り交通を処理する道路であり、街区や宅地の外郭を形成する生活に密着した道路です。

住宅地などの主要な生活道路については、幹線系道路との効率的な接続、地区内交通の利便性・安全性の向上を目指して、地区の状況にあわせて、舗装、拡幅、隅切りなどの整備を進めます。

(2) 駅前広場及び駅周辺での駐車場・駐輪場の整備

市内の駅前広場については、現在、深谷駅、小前田駅及び武川駅の北口と南口に都市計画決定*されている駅前広場があり、小前田駅以外については、整備が概ね完了しています。交通結節点としての基本的な機能である駅前広場については、順次整備を進めます。

また、J R 高崎線及び秩父線の利用促進のため、駅周辺での駐車場・駐輪場の充実に努めるとともに、違法駐車・駐輪の抑制に努めます。

2-3 自転車・歩行者ネットワークの整備方針

(1) 自転車ネットワークの確立

近年、環境にやさしい乗り物として自転車の活用が注目を浴びています。一方で、歩道上での人との衝突事故などの危険性も指摘されています。

比較的、自転車・歩行者ともに利用が多いと想定される駅周辺市街地については、歩道上での分離、自転車レーンの設置などにより、自転車と歩行者をできるだけ分離するよう努めます。あわせて、自転車の基本交通ルールの周知徹底に努め、自転車利用者のマナーの啓発を図ります。

また、健康増進やレクリエーションとしてのサイクリングにも親しめるように、既存の利根川自転車道や都市計画道路 8.6.1 西島新井線（自転車歩行者専用道路）を活用するとともに、既存道路を利用して、案内板などのサインの整備を行い、主要な公園・緑地などを結ぶ新たな自転車ネットワークの形成に取り組みます。

(2) 安全で人にやさしい歩行空間の整備

歩行者の安全確保のため、歩道の有効幅員確保、段差解消、誘導ブロックの設置に努め、バリアフリー化*を推進します。

また、深谷駅周辺の中心商業業務地区などでは歩行空間の質の向上のために、街路樹や花壇などによる緑化、案内板などの設置、建築物のセットバック*などにより、より快適な歩行空間整備を目指します。

2-4 公共交通の方針

(1) 鉄道輸送力強化のための働きかけの推進

市内の鉄道の利便性の向上のため、ＪＲ高崎線及び秩父線の運行本数の増加やＪＲ高崎線の岡部駅始発など鉄道輸送力の増強に関する要請を関係機関に行います。

(2) 公共交通の利便性の向上

市内には、民間事業者の路線バス４路線とコミュニティバス「くるリン」があります。「くるリン」は平成２２年度に運行の見直しを行い、シャトル便の増便や岡部、川本、花園の循環バスを事前予約型のタクシー車両による運行に変更するなど、運用の改善を図っています。

今後、民間事業者に対して増便やダイヤ改正などによる利便性の向上を要望するだけでなく、路線変更などによる効率化を働きかけていきます。「くるリン」については、民間事業者によるサービス供給が少ない地域において、サービスの実施方法も含めた検討を進めます。

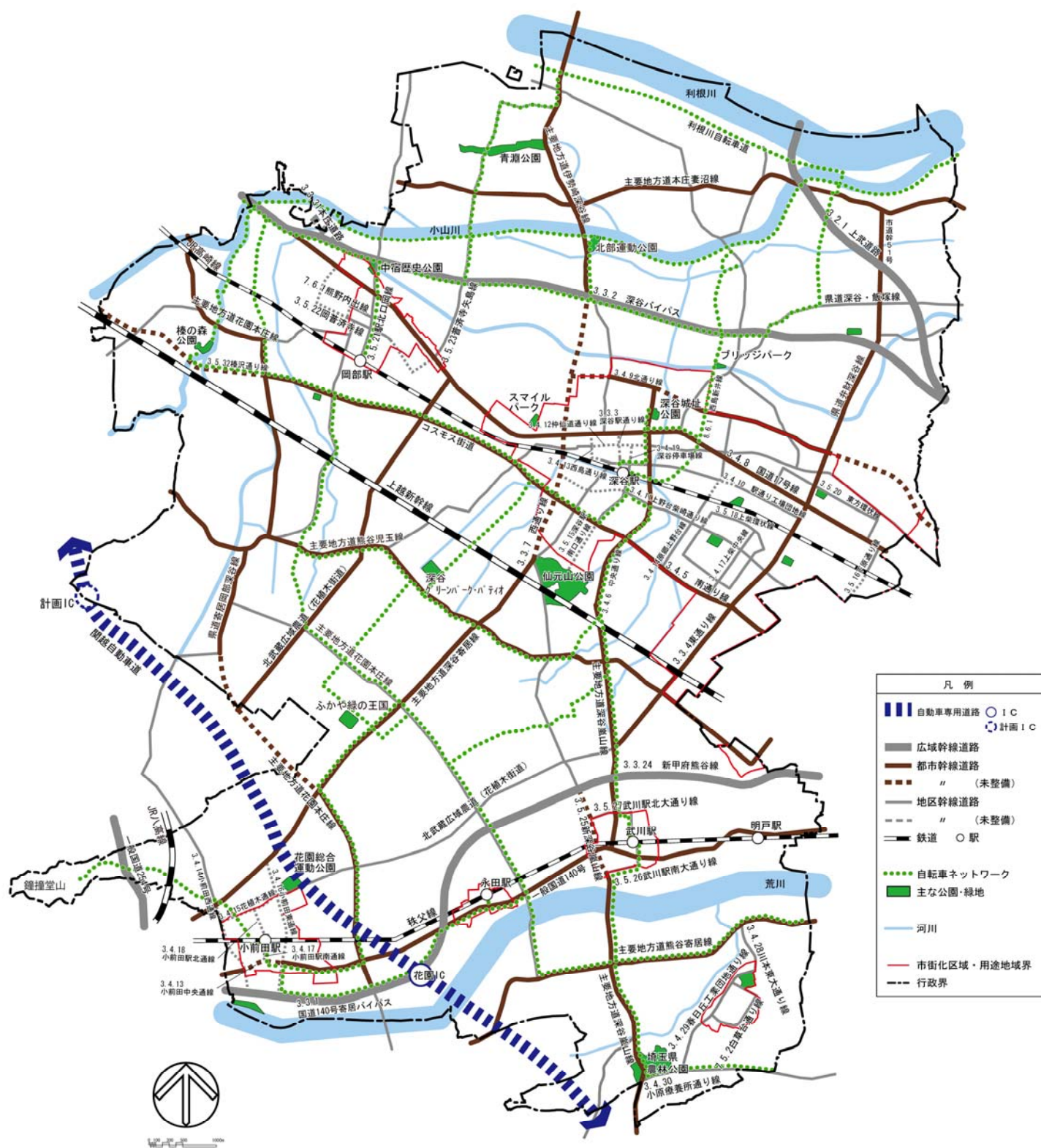
また、公共交通を維持できるよう効果的で効率的な運行に努めるとともに、交通不便地域の解消に向け、ＮＰＯ法人*や地域主体のコミュニティバスなどの運行なども視野に入れ、多様な主体による地域の公共交通を支える新たな仕組みづくりを検討します。

(3) 鉄道駅及び駅周辺でのバリアフリー化の推進

市内には、ＪＲ高崎線の２駅と秩父線の４駅の合計６駅があります。

誰にとっても利用しやすい駅となるよう、駅舎へのスロープなどの設置、バスやタクシーへの乗り継ぎのバリアフリー化、駅周辺の公共施設などへのアクセス路のバリアフリー化などを総合的に進めます。（関連施策 ３-５ユニバーサルデザインのまちづくりの方針 参照）

【交通体系の整備方針図】



3. 安全・安心な都市づくりの方針

3-1 基本的な考え方

市民にとって安全・安心で、かつ都市として持続可能な都市づくりを進めていくためには、上・下水道などのライフライン*や河川管理をはじめとする生活環境の充実が必要です。さらには、ユニバーサルデザインの推進や災害対策、地球温暖化対策など広範囲な取り組みが求められます。

また、平成23年3月11日に東日本大震災が起き、改めて非常時の備えの重要性が浮き彫りになりました。行政として対応すべきこと、各個人ですべきことは様々ありますが、一つには、行政と市民が災害時における対応を共有することがあり、全庁的な災害時の対応の再確認・再点検とともに、市民への周知を図っていきます。

3-2 防災・防犯に関する方針

(1) 地域防災体制の充実と防災力の向上

①地域の防災体制の充実

防災対策は、自分の安全は自分で守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、さらに、市をはじめ、警察、消防、県、国といった行政機関、ライフライン各社などによる公助を行うことが基本です。

市民・地域・公的機関がそれぞれ役割を果たし、連携・協働して行うことが被害を最小限に抑えるために非常に重要です。

市民一人ひとりが、普段から災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、災害に対する準備ができるよう周知を図るとともに、地域住民による自主防災組織を充実しながら、防災訓練などを通じて地域全体の防災体制の強化を図ります。

また、地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップの周知徹底に努め、地域・個人として災害時にどのように行動すべきか点検できるよう促します。

②避難所などの防災拠点と幹線道路の整備

本市の「地域防災計画」では、市民の安全を確保するため、火災の延焼などに対し一時的に避難する広域避難場所として、仙元山公園を指定し、地震災害時などの被災者の収容、救援の避難所として、学校などの体育館、コミュニティセンター、集会所、トレーニングセンターなどを指定しています。市全体では、避難所の総収容可能人数は39,650人、市人口に対する収容率は27.3%となっており、今後、避難所の指定施設拡大を図ります。

また、避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所として、都市公園、学校の校庭などを避難場所として指定しています。避難場所全体の収容能力は269,050人となっており、市の人口に対して十分な収容能力となっています。

さらに、避難場所へ安全に避難できるよう対策を進め、緊急輸送道路*及び主要な幹線道路については、沿道建物の不燃化・耐震化の促進と街路樹の植栽など延焼遮断帯*としての機能の充実に努めます。

なお、幹線道路については、本市は、南北方向の動線が脆弱なため、防災的な観点からも南北軸の強化を図ります。

③防災空間の確保

都市レベルでの防災基盤の整備とともに、街区レベルでの防災性能の向上も重要です。そのため、生活道路、公園・広場などのオープンスペースの整備を行うとともに、準防火地域*の指定の拡大や、深谷市住宅耐震診断補助制度・深谷市木造住宅耐震化補助制度*などを活用しながら、建築物の耐震化・不燃化などの促進に努めます。

④治水対策の推進

本市には、利根川、荒川、中小河川や用排水路があることから、治水対策が重要であり、河川改修や排水機場の整備など、国・県への要望を含め治水対策を推進していきます。（関連施策 3－3 上・下水道、河川の整備方針 参照）

（2）防犯体制の充実と犯罪要因を除去する環境形成

①防犯体制の充実

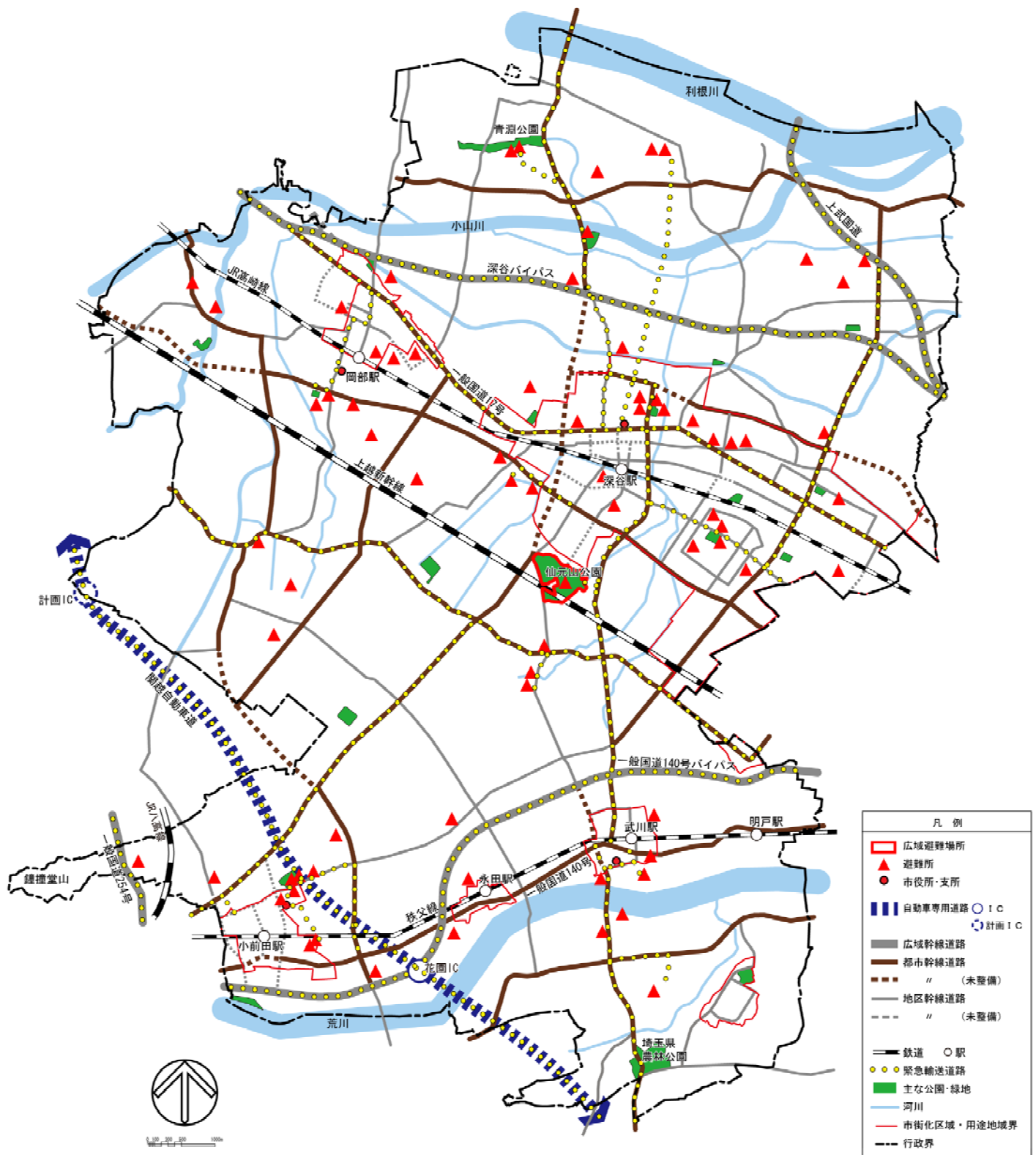
市民の防犯意識の啓発に努めるとともに、地域住民や事業者による自主的な防犯活動（防犯パトロール）に対する支援を図ります。

②犯罪要因を除去する環境形成

市内における各種の犯罪発生をまちづくりの観点から予防するため、防犯の視点を計画段階から取り入れた設計の配慮などを行うことが重要です。

犯罪の起こりにくい環境の形成を目指し、道路、公園、駐車場などにおいては、照明灯の設置や見通しの確保に努め、死角のないオープンな空間づくりに努めます。

【防災拠点の位置図】



3-3 上・下水道、河川の整備方針

(1) 水道水の安定的な供給

市内全域で水道を利用できる環境が整備されています。今後も水道事業の健全経営を確保しながら、安定した水源の確保や水道施設の計画的な整備により、安全でおいしい水の安定的な供給に努めます。

(2) 下水道施設などの整備

本市の下水道計画は、大枠として、市街化区域及び用途地域内は公共下水道、公共下水道計画外の地域では、農業集落排水での対応となっています。

今後も、公衆衛生の向上や河川などの公共用水域の水質保全のため、人口減少の動向や地区の特性に応じて、効率的に公共下水道や農業集落排水の施設の整備に努めます。

公共下水道や農業集落排水の施設については、既に一部の施設で老朽化が進んでおり、新規の整備と並行して、老朽化した施設の改修を図ります。

また、公共下水道への接続率が約 84%（平成 22 年度末）となっており、接続率を高められるように努めるとともに、公共下水道や農業集落排水の整備計画の区域外では、既存単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努めます。

なお、本市の下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式であり、雨水幹線などについても、効率的な整備に努めます。

(3) 治水と親水を兼ね備えた河川などの整備

本市は、利根川と荒川の二大河川を有し、市内にも多くの中小河川や用排水路があります。

河川・水路については、自然災害に備え、治水機能の向上を図るため計画的な整備を図るとともに、自然を生かした整備により、国・県とともに市民に親しみやすい水辺空間の保全と創造に努めます。

(4) 総合治水対策の推進

近年、流域における保水、遊水機能が低下した結果、多発している「都市型水害」や、降雨の範囲が非常に局所的な「集中豪雨」などへの対策が大きな課題となっています。

本市の雨水排水施設は、深谷・岡部・川本地区では約 57mm/時、花園地区では約 54mm/時の雨量に耐えうる整備を行っていますが、市内の浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制施設*などの充実を図ります。

その方法として、公共施設などにおいては、貯留施設の設置に努めるとともに、一般住宅などにも浸透施設の普及に努めるものとします。

また、河川沿いの農地の遊水地としての機能を重視し、保全に努めます。

3-4 環境負荷を軽減するまちづくりの方針

(1) 低炭素都市づくりの推進

地球温暖化問題の主要因である温室効果ガスの排出量の大部分は二酸化炭素（ CO_2 ）が占めており、 CO_2 の排出削減と吸収増加対策を都市政策の中で進めていくために、「低炭素都市づくり*」という視点が注目されています。

低炭素型の都市を実現するためには、排出抑制対策として集約型への都市構造の変革や公共交通機関の利用促進とともに、吸収増加対策として緑地の保全や都市緑化などが非常に重要であり、低炭素都市づくりにおける都市のみどり分野の施策を推進します。

①二酸化炭素（ CO_2 ）の固定・吸収に向けて

樹木は、光合成により CO_2 を吸収し、有機物に変え、幹や枝に蓄積するという炭素固定機能によって CO_2 吸収源となるため、吸収量を増加させる観点からは、草よりも樹木を、樹木の中でも高木を植栽することが重要であり、都市の中での吸収源の増加につなげるため、都市公園の整備や公共公益施設の緑化などの際には、これらを十分ふまえた整備を行います。

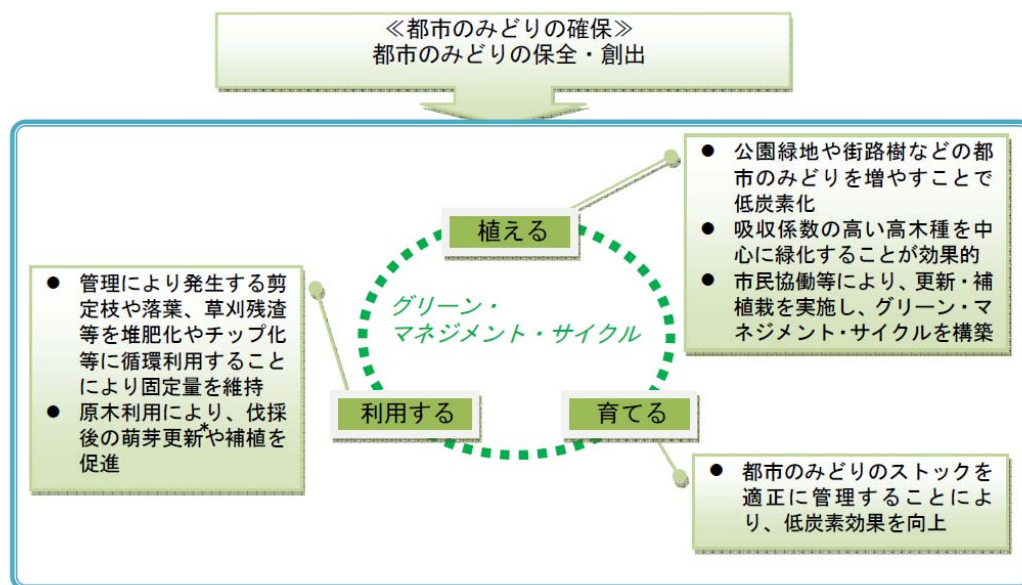
②木質バイオマスの供給・活用に向けて

都市公園内の樹木の管理や街路樹の剪定などによって発生する木質バイオマス*は、堆肥化やチップ化して活用します。

③ヒートアイランド現象の改善に向けて

ヒートアイランド現象*を改善するため、人工被覆面が多い地域では、道路の保水性舗装や建物の敷地内、壁面、屋上緑化などの対策をはじめ民有地を含めた緑化を図ります。

【 CO_2 の固定・吸収の考え方】



出典) 低炭素都市づくりガイドライン 平成22年 国土交通省都市・地域整備局

(2) 廃棄物処理施設の整備

衛生センターの老朽化が進んでいることから、周辺の生活環境や景観に配慮した新しい尿処理施設の整備を進めます。

また、ごみ処理施設についても計画的な整備・改修に取り組みます。

(3) ごみの発生抑制とリサイクルの推進

リデュース（Reduce：ごみになるものを減らす）、リユース（Reuse：使い終わったものを捨てないで再び使う）、リサイクル（Recycle：もう一度資源として活かして使う）について、啓発活動を行うとともに、市の業務の中でも積極的に取り組んでいきます。

また、不法投棄を防止するため、パトロールや空き地の管理の指導を行います。

(4) 再生可能エネルギーの活用

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギー対策の普及・啓発を図るとともに、再生可能エネルギー*の活用・促進に努めます。

3-5 ユニバーサルデザインのまちづくりの方針

すべての人が安全に安心して参加し、行動できる社会の実現に向けて、誰もがまちの様々な施設やサービス、情報を快適に利用できるようにするため、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(1) 道路などのユニバーサルデザイン化の推進

本市では、平成15年に「交通バリアフリー基本構想*」を策定しており、深谷駅周辺について、「バリアフリー化すべき経路」と「重点整備地区」を設定し、整備を進めています。

平成18年には「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法*）が制定され、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、より重点的かつ面的・一体的なバリアフリー化の推進が求められるようになりました。

今後、本市においても「バリアフリー新法」に対応する整備に向けた検討を行います。

【バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進】



出典) バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック 平成20年
国土交通省 総合政策局

(2) 公共施設や大規模施設などでのユニバーサルデザイン化の推進

市内の公共施設では、市庁舎をはじめ、出入り口やトイレなどについてユニバーサルデザイン化を進めています。

また、施設の改修時期などに合わせ、誰もが利用しやすいよう配慮した整備を行います。

県では、人にやさしいまちづくりの推進のため、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」を定めており、本市においても、該当する建築物については、この条例に則った整備を行います。

(3) 案内板など公共サインのユニバーサルデザイン化の推進

公共サインとは、市が設置主体となった、屋外空間に設置される公共的な視覚、文字による案内板のことを指します。

現状では、設置主体によって、デザインや色がまちまちであったり、外国人や障がい者などに配慮がなされていないものがあります。今後は、ユニバーサルデザインの観点から、市の持つ歴史、自然、公共施設などの情報を分かりやすく、正確に伝達できるよう公共案内板を統一的なデザインにし、誘導・案内機能の充実を図ります。

4. 公園・緑地の整備方針

4-1 基本的な考え方

都市のみどりは、美しい都市景観の形成や市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・成育環境を形成するとともに、災害発生時において避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市の防災性の向上にも寄与しています。

また、前述の「環境負荷を軽減するまちづくりの方針」で整理したように、公園・緑地は、二酸化炭素(CO₂)の固定吸収機能、ヒートアイランド現象抑制機能など、低炭素対策においても重要な役割を担っています。

これらの多様な機能が最大限に発揮されるよう、「深谷市緑の基本計画」に示された緑の将来像「人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ 緑あふれるまち ふかや」、基本方針、施策内容に基づき、公園・緑地の保全・整備を計画的に推進します。

4-2 公園・緑地の整備方針

(1) 緑の環、緑の軸の形成 ～まち全体につながる緑～

①水と緑あふれる緑の環と軸の形成

利根川、荒川については、環境保全を進めるとともに、レクリエーション活動に利用できるよう河川敷の有効活用を国、県と協議・検討します。

市内の骨格を形成する主要な道路については、緑化を推進し、街路樹の適正な維持管理を行い、充実した緑のつながりを確保します。

市内を流れる中小河川や主要な水路では、水質の保全に努めつつ、景観性を高めるための緑の適切な配置や維持管理を行うとともに、遊歩道の整備など水と緑のネットワークの形成を推進します。

また、緑環状をつなぐ道路においては、既存街路樹の適正な維持管理を行うとともに、道路緑化を推進することで緑のネットワークを形成します。

②緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成

平成 21 年時点で、市域全体の都市公園面積は、93.94ha となっており、「深谷市緑の基本計画」における目標年次の平成 41 年では、街区公園を 10 箇所、近隣公園を 4 箇所新規に整備するものとし、10.5ha 増加の 104.44ha を目標値として定めています。

これらの都市公園を計画的に配置・整備するとともに、市内に点在する小規模な民有林に対して、市民緑地制度などを適用することにより、市民のみなさんが広く利用できる緑地を創出することを検討します。

また、利用されなくなった公共施設の跡地を緑地として利用することを検討します。

(2) まちの緑の活性化 ～まちに広がる生き生きした緑～

①身近な緑があふれるまちなみの形成

前述のように、街区公園を 10 箇所、市街地内に地域間のバランスに配慮しながら、新たに整備するとともに、既存公園施設の老朽化や利用者ニーズの変化に対応するため、使いやすい公園へのリニューアルを進めます。

また、開発許可制度による開発に合わせた一体的な緑地整備、深谷市工場等立地促進制度*の緑化奨励金を利用した緑化活動の実施を促進します。

②新しい取り組みでの緑の創出と環境保全

「ふかや緑の王国」での市民が主役のまちづくりの実践、「ふかや学校花はなプラン*」や「アダプトプログラム*」での地域ぐるみによる緑化活動については、今後も支援していきます。

また、沿道の住宅の庭や田畑など民有地を活用した道路緑化の推進、校庭の芝生化などによる学校施設の緑化の推進、公園の樹木の落ち葉や剪定された枝葉を堆肥などとして再利用などを行います。

③安全性の高い緑地環境の創出

延焼を防止する緑地を整備するとともに、避難場所に指定されている都市公園において避難場所としての機能の充実を行います。

また、樹木の維持管理を適切に行うことで、公園内の見通しを良くします。

さらに、冬季の北西寄りの季節風などによって田畑の土が巻き上げられる状況を緩和するため、防風機能の高い緑地の創出を検討します。

④市民が支える緑化の仕組みづくり

地域ぐるみの緑のまちなみづくりに向け、緑地協定制度*などの導入を検討するとともに、個人の庭で行っているガーデニングを一般公開するオープンガーデンの活動を支援し、ガーデンシティふかや推進事業の取り組みを今後とも進めていきます。

また、花・植木の産業振興と環境保全の両面からのアプローチとして、花や植木などの一大産地を形成している武蔵野エリアを中心に、「ふかや緑の回廊基本構想*」を推進しており、今後もこの取り組みを継続します。

(3) 貴重な緑の保全・活用 ～まちの財産として継承する緑～

①ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用

鐘撞堂山周辺、岡部地区南西部及び川本地区南部の樹林地の緑環境を保全しつつ、さらなる活用を検討していきます。

また、「ふるさとの緑の景観地」に指定されている櫛挽の防風林について引き続き保全の支援をしていきます。

さらに、市域面積の 5 割弱を占める農用地区域を適切に保全するとともに、農業委員会が進めるアグリハローワーク*を活用して、遊休農地の活用につながる情報を発信し、遊休農地問題の解消に努めます。

②歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用

青淵公園と渋沢栄一翁生誕の地の一体的な保全と活用、中宿歴史公園や鹿島古墳群の保全、深谷駅ステーションガーデンの緑化など文化施設周辺の緑を景観に配慮して保全し、効果的に緑化します。

また、文化施設を核とした地域と地域をつなぐ緑と歴史・文化のネットワークの形成について検討します。

③自然環境の適切な維持管理・保全

森林整備計画対象民有林*を適切に保全するとともに、屋敷林や社寺林などの樹木について、保存樹木などの指定制度などを活用し適切に保全します。

また、市内を流れる中小河川では多自然川づくり*を行うことに努めるとともに、河川美化活動を市民のみなさんと協力し、美しい河川を維持管理します。

④環境学習に活用できる緑の保全・活用

櫛挽の防風林や仙元山の樹林、榛の森公園など市内の特徴的な緑地を環境学習の場としての活用方法の検討や、「ふかや緑の王国」の「王国ボランティア*」のみなさんへの支援を行い、学校教育や生涯学習における環境学習の充実、青淵公園を自然観察の場として市内の小学校などの環境学習に活用、荒川の水辺の学習環境の充実などを行います。

5. 景観形成の方針

5-1 基本的な考え方

本市は、農地が広がる田園風景、南部の丘陵地の緑、利根川や荒川をはじめ市内各地に分布する身近な河川・水路など、豊かな自然を感じさせる景観に恵まれています。

また、古代の史跡や近代の文化遺産が点在するとともに、冬季の強い北西風に備えての防風林や屋敷林なども残されており、本市の個性を演出する要素となっています。

一方、市街地のまちなみとしては、中山道沿道・周辺地区に残された古くからのレンガ造りの倉庫、まちの玄関口である深谷駅舎や駅前のステーションガーデンなど、特徴的な景観ポイントとなっている場所があります。

これらの深谷らしさの基調となる景観資源の保全・再生を図るとともに、魅力あるまちなみ景観の創造を図ります。

5-2 景観形成の方針

(1) 中山道沿道・周辺地区での歴史的景観形成の推進

中山道沿道・周辺地区は、歴史的な景観資源（近代建築、蔵、レンガ造煙突など）も多く、既に、七ツ梅酒造跡*において、「深谷シネマ*」と「中山道深谷宿本舗*」などが営業しており、歴史的な資源の活用が図られるとともに、中心市街地の活性化拠点として重要な役割を果たしています。

この地区の歴史的まちなみの継承の促進や道路や街灯などのデザイン化の検討を行い、歴史的な雰囲気を醸し出す調和のとれたまちなみ形成を図ります。

今後も中山道沿道をはじめとする中心市街地の景観的な魅力を高めることにより、人の集客を促し、にぎわいのある商業空間の形成につなげていきます。



七ツ梅酒造跡



中山道沿道

(2) 住宅地景観

住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などを活用しながら、敷地内及び沿道の緑化、建物の意匠、配置などの工夫などにより、ゆとりとうるおいのある住宅地景観の形成を目指します。

(3) 商業地景観

商業地については、地区の特性を踏まえながら、舗装、街灯、街路樹などの修景整備を図るとともに、人々が憩える空間の整備などにより、美しく、かつ、活気と賑わいを生み出すような商業地景観の形成を目指します。



上柴地区複合施設*

(4) 工業地景観

工業地については、緩衝緑地や敷地内緑地により、周辺の市街地や田園環境と調和した良好で緑豊かな工業地景観の形成を目指します。

(5) 集落地景観

のどかな地域環境を考慮し、敷地空間にゆとりを取るような建築物などの配置に努め、建築物などの形態・意匠については、屋敷林、田園などの背景との調和に配慮するとともに、敷地周りは植栽・生垣など、地域に潤いを与える緑化に努めます。



山並みが見える田園景観



屋敷林を有する集落景観

5－3 公共施設・屋外広告物の景観形成の方針

(1) 公共施設

市内には、深谷駅舎をはじめ、特徴的なデザインの公共施設が数多くあります。

今後も、公共施設は、安全性や快適性を保ちつつ、市の景観にうるおいや彩りを添え、地域の景観形成を先導する施設となるよう整備を進めます。



ステーションガーデンと深谷駅

(2) 屋外広告物

屋外広告物*がまちなみの魅力を高めるよう、数量や大きさ及び設置位置に十分な配慮を行うとともに、商業地や幹線道路沿道などの景観特性にふさわしい良質な屋外広告物の掲出により、まちなみの質を高め、地域の魅力の向上を図ります。

6. 交流まちづくりの方針

6-1 基本的な考え方

都市づくりの基本理念を実現するために、「交流」は重要なキーワードになると考えられます。

他地域から人を呼び込むためには、本市ならではの魅力が必要であり、さらに、何度も訪れてもらうためには、魅力を評価してもらうことが重要です。

訪れた人々との交流を通して、本市の長所・短所を再発見し、また、市民同士の交流を深めていくことで、より魅力的なまちへと進化していくことが可能になります。

交流を活発にしていくためには、円滑な人の移動を担保する前述の道路や公共交通、公共サインなどの都市基盤などを整備することも必要です。

また、深谷の魅力を形成している田園（自然環境、農業など）や歴史（中山道、歴史的建造物など）などの各資源を大切にするとともに、実業風土*（渋沢栄一、産業振興など）を組み合わせ、これらを活用し、連携した取り組みを市民との協働のもとで行うことにより、さらなる魅力の向上や交流人口の増加を目指します。

6-2 交流まちづくりに向けた取り組み方針

(1) 市のPR・交流窓口の創出

本市の玄関口である深谷駅周辺に、市民と協働で観光案内機能の強化、レンタサイクル、特産物の販売所などの機能配置の検討を行います。

あわせて、花園インターチェンジは、車の玄関口として重要であり、インターチェンジ周辺における主な観光・交流資源への車対応の誘導サインの充実などを検討します。

また、本市の四季やイベントなどの魅力をタイムリーに発信できるよう、市のホームページなどを活用し、情報発信を充実します。

さらに、市内を訪れた人が、本市の観光資源などを巡りやすいよう「まちあるきマップ」、
「自転車観光マップ」などを作成し、ホームページでの発信や、交流窓口での配布などを検討します。

(2) 自転車による交流ネットワークの創出

都市計画道路の自転車歩行者専用道路、幹線道路の自転車歩行者道などを活用しつつ、主要な観光スポットや公園・緑地を結ぶ周遊ルートを設定し、案内板などのサインの整備を行い、自転車ネットワークの形成を目指します。（関連施策 2-3 自転車・歩行者ネットワークの整備方針 参照）

あわせて、観光客が駅からの交通手段として自転車を選択できるよう駅周辺でのレンタサイクル導入の可能性についても検討します。

(3) 農業による交流の推進

道の駅や農産物直売所での産直野菜などの販売などを引き続き行うとともに、農に親しむ場や地域活動の場として、体験農園などの拡充を検討します。

(4) 各地区の公民館での活動の充実

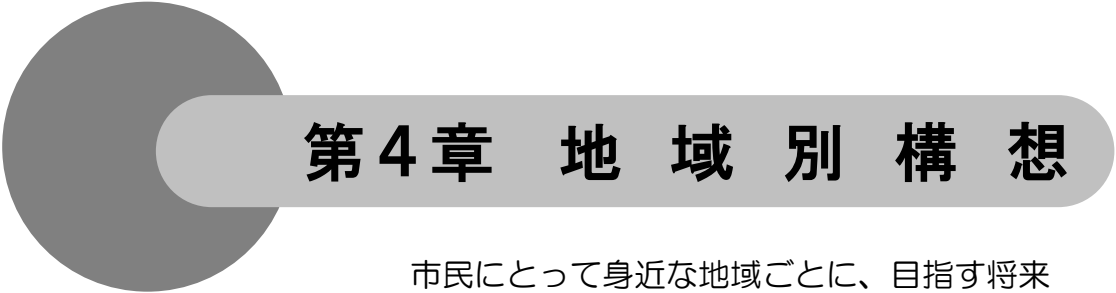
本市では、12 のコミュニティ区分ごとに会議室などの設備が整った公民館が整備されています。

公民館を利用して、地域に住む人々の交流の活性化につながるような取り組みを行い、公民館を地域活動の拠点的な役割を担う施設と位置づけます。

例えば、地域交流支援の一環として、公民館を活用し、施設周囲のスペースの広場的な活用、地域住民活動の拠点としての参加プログラムを実施するなどして、市民の集いの場として機能させる取り組みを進めます。

(5) 市民と行政との協働のまちづくり

インターネットなども活用しながら、広報・広聴の充実を図り、市民と行政との情報共有を進めるとともに、まちづくりへの参加機会の充実及び市民が自主的に行うまちづくり活動などに対する支援に努め、市民と行政との協働のまちづくりを進めます。



第4章 地域別構想

市民にとって身近な地域ごとに、目指す将来像と整備方針を示します。

◆地域別構想の目的など

◆地域別構想

北部地域

中央地域

西部地域

南部地域

【第4章 地域別構想】の構成

1.地域別構想の目的など		
2.地域別構想	2-1 北部地域	(1)地域の現況特性 (2)地域の課題 ・土地利用 ・交通体系 ・公園・緑地 ・その他 (3)地域の将来像 (4)地域の整備方針 ・土地利用 ・交通 ・公園・緑地 ・交流 ●地域整備構想図
	2-2 中央地域	(1)地域の現況特性 (2)地域の課題 ・土地利用 ・交通体系 ・公園・緑地 (3)地域の将来像 (4)地域の整備方針 ・土地利用 ・交通 ・公園・緑地 ・交流 ・その他 ●地域整備構想図
	2-3 西部地域	(1)地域の現況特性 (2)地域の課題 ・土地利用 ・交通体系 ・公園・緑地 ・その他 (3)地域の将来像 (4)地域の整備方針 ・土地利用 ・交通 ・公園・緑地 ・交流 ●地域整備構想図
	2-4 南部地域	(1)地域の現況特性 (2)地域の課題 ・土地利用 ・交通体系 ・公園・緑地 ・その他 (3)地域の将来像 (4)地域の整備方針 ・土地利用 ・交通 ・公園・緑地 ・交流 ●地域整備構想図

第4章 地域別構想

1. 地域別構想の目的など

全体構想では、「都市づくりの目標と将来像」の実現に向けた部門別の方針を総合的・体系的に示しました。

都市計画マスタープランの具体的な取り組みを進めるためには、全体構想の実現とともに地域ごとの様々な取り組みが必要となります。

地域別構想では、将来都市構造における地域のまとまりを基本に、本市の都市の成り立ち、地域の土地利用や特色を考慮し、市域を4つの地域に区分し、将来都市構造で位置づけられた拠点や軸との整合性を図りながら、各地域の現状と課題を整理するとともに、地域特性を踏まえた将来の都市づくりの方向を示します。

【全体構想と地域別構想の関係】



地域区分	地域の範囲
北部地域	明戸、大寄、八基、豊里地区
中央地域	深谷、幡羅、上柴、南、岡部中央・北東部地区
西部地域	藤沢、岡部南部・北西部地区
南部地域	川本、花園地区

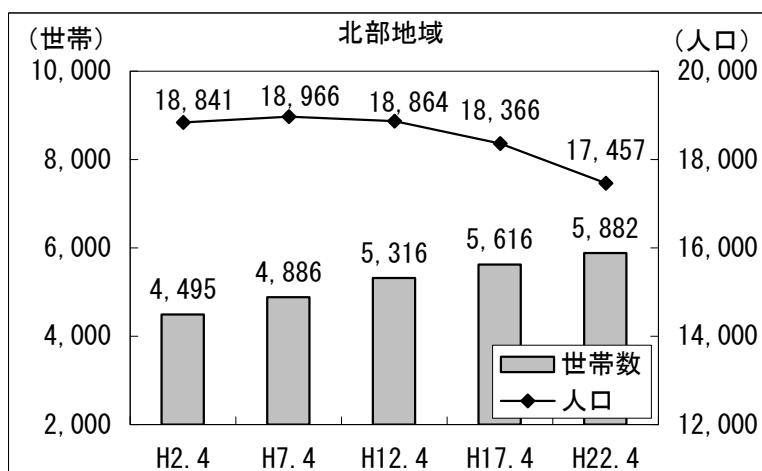
2. 地域別構想

2-1 北部地域

(1) 地域の現況特性

- ・北部地域は、市の北側に位置し、利根川を挟んで群馬県と接しています。
- ・平成22年4月時点の北部地域の人口は17,457人、世帯数5,882世帯であり、世帯数は増加傾向ですが人口は減少傾向にあります。
- ・都市計画としては、都市計画区域外の区域（八基地区・豊里地区）と市街化調整区域*（明戸地区・大寄地区）から構成されています。
- ・利根川をはじめ、小山川、清水川、唐沢川、備前渠用水路など、河川、用水路が数多く流れており、また、集落部以外は農地が広がり、水と緑豊かなのどかな田園風景となっています。
- ・幹線道路としては、北東方向に上武国道、東西方向に深谷バイパス、主要地方道本庄妻沼線が通っており、南北方向には、主要地方道伊勢崎深谷線、一般県道弁財深谷線が通っています。
- ・主な公園としては、青淵公園、北部運動公園、明戸農村公園があり、また、利根川沿いに利根川緑地公園（豊里グラウンド、中瀬ソフトボール場、高島グラウンド）があり、利根川自転車道が整備されています。
- ・渋沢栄一の生誕の地や渋沢栄一記念館、誠之堂、清風亭、ホフマン輪窯6号窯など渋沢栄一関連の歴史的な資源が豊富にあります。

【北部地域の人口・世帯数の推移】



資料：市民課統計資料（各年4月現在、外国人登録者人口は除く）



深谷ねぎ



誠之堂

(2) 地域の課題

地域別懇談会での主な意見		課 題
土 地 利 用	【生活利便施設の充実】 ・児童や高齢者が集える場が不足している。 ・各公民館に公園設備があると良い。	・地区単位で公民館が整備されており、施設周囲のスペースの広場的な活用や、子どもや高齢者のためのプログラムや設備などを充実することが必要です。
	【人口減少の対策】 ・人口が減っており、空き家が増えている。 ・子どもの数が減少している。	・都市計画区域外と市街化調整区域ですが、コミュニティの維持に必要な一定の住宅整備を行えるようにすることが必要です。
交 通 体 系	【南北軸の充実】 ・主要地方道伊勢崎深谷線の改善が望まれる。 ・西通り線の計画を推進してほしい。	・主要地方道伊勢崎深谷線は、交通量も多く、本道路と接続する都市計画道路西通り線が未整備のため負荷がかかっており、南北方向の動線の強化が必要です。
	【身近な道路の安全性の確保】 ・通学路や自転車交通の安全性の向上が必要である。 ・狭隘道路*が多く、道路網が不十分である。	・幹線系道路において自転車歩行者道を充実するとともに、生活道路については、交差点の隅切り、舗装、拡幅などの改善が必要です。
	【サイクリングロードの整備】 ・サイクリングロード(利根川～小山川～青淵公園)を整備してほしい。	・地域の観光資源の活用や交流人口の増加のためにも、自転車ネットワークの整備が重要です。
	【くるりんバスの充実】 ・利用者の増加のためには、くるりんバスが集落の中まで運行されることが望まれる。	・公共交通の充実に向けては、多様な主体による地域の公共交通を支える新たな仕組みづくりも視野に入れ検討することが必要です。
公 園 ・ 緑 地	【公園の利便性向上】 ・子どもが遊べるような身近な公園が少ない。 ・青淵公園の有効活用を考えるべきである。 ・北部運動公園に遊具があると良い。	・既存公園の改善や拡充などにより、より利用しやすい公園としていくことが必要です。 ・都市計画公園として整備された青淵公園を有効活用するために、地域のシンボルとしてイベントなどで利用するなどが考えられます。
	【河川管理の改善】 ・利根川、小山川、七間堀、備前堀などの維持管理が不十分である。ボランティア活動を活用することが望ましい。 ・川の水をきれいにすることが必要がある。	・河川敷及び公園の維持、管理については、市民との協働による維持管理方策の検討が必要です。
そ の 他	【農業の活性化】 ・農地整備がされていない小規模農地や遊休農地が見られる。 ・農道が整備されていない。 【まちづくりのテーマ】 ・この地域では湧き出ている水や川を活用し、水をテーマとしたまちづくりが良い。	・農業振興担当部署と連携しながら、体験農園としての活用や、農業振興策を推進することが必要です。

(3) 地域の将来像

めぐみ
恵の水と歴史が息づくやすらぎの田園地域

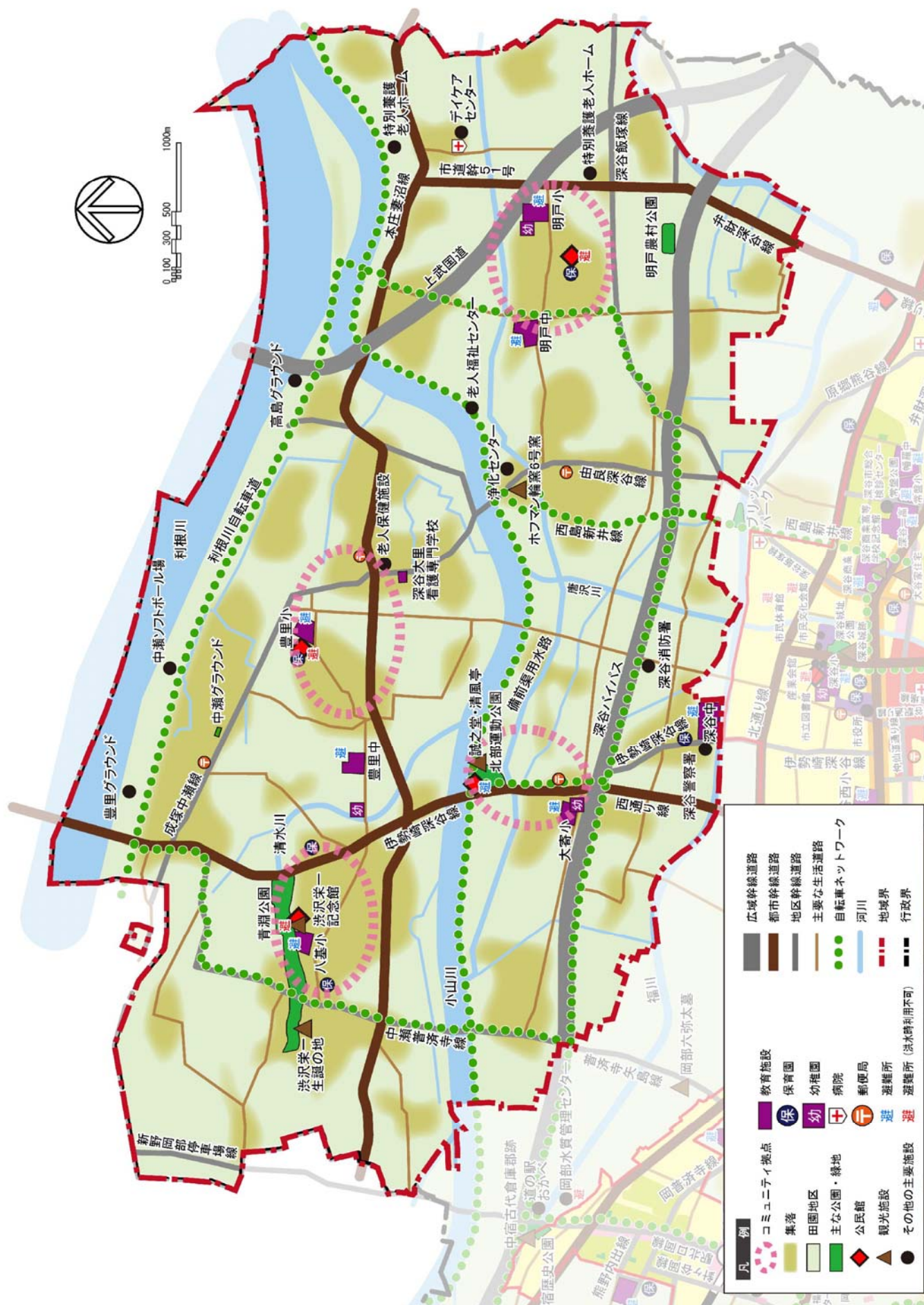
○利根川、小山川などの地域に潤いをもたらす河川景観、優良農地が広がる田園風景、渋沢栄一関連の歴史資源などの地域の特性を良好な状態で永続的に維持できるよう市民と協働して取り組みます。

○安全な道路及び自転車ネットワークの充実、公共交通などにより、地域の移動を多様な手段で確保することで、北部地域の交流人口の増加と活性化を図ります。

(4) 地域の整備方針

土地利用	集 落	●地区単位でコミュニティ拠点の形成 ・明戸、大寄、八基、豊里の各地区においては、公民館などの公共公益施設と日常的な生活利便施設などが集まり、地区コミュニティの中心となる拠点の形成を目指します。 ●集落部の環境改善 ・集落部については、集落内の道路、排水施設などの生活環境の整備を進め、コミュニティを維持できる居住環境の形成を図ります。
	田 園 地 区	・今後とも農業環境の維持、向上を図りながら、農地と集落による田園景観の保全を図ります。
交 通		●幹線道路の整備 ・地域の南北軸強化のため、主要地方道伊勢崎深谷線の交差点改良や拡幅整備などを県に要請します。 ・幹線道路については、通学路になっているなど優先性の高い順に自転車歩行者道の設置などを進め、歩行者及び自転車の安全性の向上を図ります。 ●生活道路の改善 ・主要な生活道路については、舗装、拡幅、隅切りなどの改善を進めます。 ●公共交通の充実 ・公共交通が維持できることを基本にした上で、できるだけきめ細かな公共交通を実現するために、多様な主体による地域公共交通のあり方やバス利用促進策などについて検討していきます。
公 園・緑 地		●公園・河川の有効活用 ・利根川及び小山川などについては、自然を活かした河川整備、水質の改善、遊歩道の整備、緑化の推進、堤防美化を管理主体に要請します。 ・青淵公園は、地域のシンボルとなる公園として、イベントなどに積極的に活用していきます。 ●既存公園の改善 ・既存の公園について、必要に応じて改修、改善などを加え、より利用しやすい公園としていきます。 ●地域との協働による維持・管理 ・河川敷や公園について、清掃、緑化、不法投棄防止パトロールなどの維持、管理を市と地域で役割分担を図りながら、地域と協働で行います。 ●緑化の推進 ・道路や公園、公共施設などの公共空間においてできるだけ緑化を推進するとともに、民有地での生垣化や花木の緑化を働きかけます。
交 流		●自転車による交流ネットワークの創出 ・北部地域の歴史資源(渋沢栄一記念館、誠之堂、清風亭など)や公園などをサイクリングでめぐり、田園環境を楽しめる周遊ルートを設定し、案内板などのサインの整備も行い、自転車ネットワークの形成を目指します。 ●公民館での活動の充実 ・各公民館を活用し、施設周囲のスペースの広場的な活用、地域住民活動の拠点としての参加プログラムを実施し、市民の集いの場として機能させる取り組みを進めます。 ●農業による交流 ・農に親しむ場や地域活動の場として、体験農園などの拡充を検討します。

北部地域 地域整備構想図

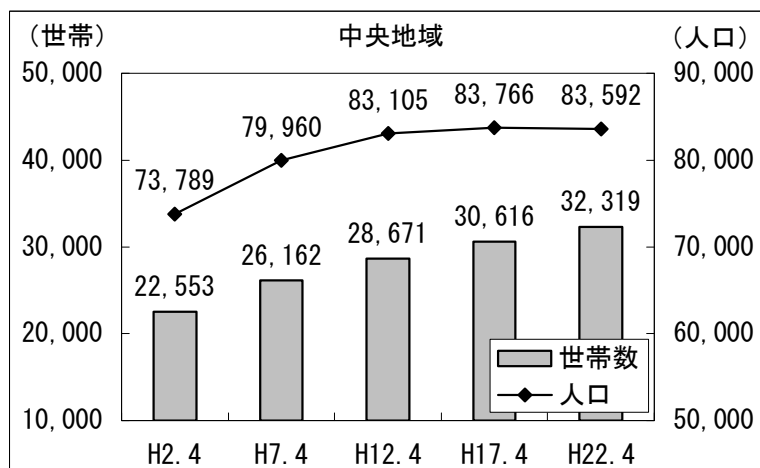


2-2 中央地域

(1) 地域の現況特性

- ・中央地域は、J R 高崎線沿線の市街地を中心とした地域であり、地域内に深谷駅及び岡部駅があります。また、駅を中心とした市街化区域とその周辺の市街化調整区域から構成されています。
- ・平成 22 年 4 月時点の中央地域の人口は 83,592 人、世帯数 32,319 世帯であり、4 地域区分の中では最も人口が集中しており、人口は横ばい、世帯数は増加傾向にあります。
- ・東西方向に福川が、南北方向には唐沢川が流れており、地域に潤いを与えています。唐沢川沿いには桜並木があり、桜の名所となっています。
- ・都市幹線道路としては、東西方向に一般国道 17 号、都市計画道路南通り線が通っており、南北方向には、都市計画道路東通り線、都市計画道路中央通り線、北武蔵広域農道（花植木街道）が通っています。
- ・主な公園として、仙元山公園、上柴中央公園、東公園、深谷城址公園、スマイルパーク、東方公園、柴崎公園、常盤公園、下台池公園、ブリッジパーク、中宿歴史公園などがあり、土地区画整理事業が実施されている地区は、公園が充足しています。
- ・深谷市役所をはじめ、市立図書館、市民体育館などの公共施設が深谷駅北側の市街地に集積しているほか、埼玉工業大学、東都医療大学及び高等学校が 5 校あり、学校教育施設も集中しています。
- ・中山道周辺には、古くからの建物や蔵などが残っており、一部、深谷シネマやれんがホールなどとして活用されています。

【中央地域の人口・世帯数の推移】



資料：市民課統計資料（各年 4 月現在、外国人登録者人口は除く）



唐沢堤の桜



深谷城址公園

(2) 地域の課題

地域別懇談会での主な意見		課 題
土 地 利 用	【にぎわいの創出】 - 歩いて楽しめる中心街づくりが望まれる。 - 駅舎に店舗やレストランなどを導入して有効活用するべきである。 - 人口増加に向けて店舗併用住宅の立地を促進してほしい。 - 上柴地区に商業軸をつくるべきである。	- 中心市街地については、多面的な施策を実施することにより、歴史的な資源などを活用しながら活性化を図ることが必要です。 - まちなかでの居住者の増加に向け、都市型住宅などの建設の促進が望まれます。 - 駅周辺と上柴地区とで商業の機能分担をしつつ、双方の集客力を高められるようにすることが必要です。
	【基盤整備の促進】 耕地整理上の住宅地は基盤が未整備である。	市街化区域で、道路、公園などの基盤が不足している地区については、住宅整備などを行えるようにすることが必要です。
	【農業地域の維持】 農業地域を現状維持し、生産性の高い営農環境を確保するべきである。	農業振興担当部署と連携しながら、農業振興策を推進することが必要です。
交 通 体 系	【都市計画道路の整備】 都市計画道路北通り線、都市計画道路西通り線の計画を推進してほしい。	未整備の都市計画道路については、事業推進に向けた検討が必要です。
	【道路の改善】 - 歩道や交差点などを改善してほしい。 - 深谷駅南口周辺は通勤、通学時に踏み切りや道路が混雑するため、改善してほしい。 - 生活道路を拡幅してほしい。	幹線道路については、交差点改良や歩道の充実を図るとともに、生活道路については、交差点の隅切り、舗装、拡幅などの改善が必要です。
	【岡部駅の始発構想】 岡部駅始発の構想や運行本数の増加などを実現させてほしい。	市内の鉄道の利便性向上のため、鉄道輸送力の増強に関する要請を関係機関に行うことが必要です。
	【くるリンバスの充実】 くるリンバスは、地域をくまなく回れるような路線設定にしてほしい。	公共交通の充実に向けては、多様な主体による地域の公共交通を支える新たな仕組みづくりも視野に入れ検討することが必要です。
公 園 ・ 緑 地	【公園の充実】 - 中心部に公園が少ないので、憩いの場となる公園がほしい。 - 目的がはっきりした特徴のある公園や地域に合った公園を整備してほしい。 - 公園は整備して終わりではなく、そこで市民がどのように使うかが大切である。	- まとまった空地の少ない中心部では、敷地内を活用し、オープンスペースを確保することが求められます。 - 公園の配置バランスを踏まえ新規公園整備を検討するとともに、既存公園の改善などにより、より利用しやすい公園としていくことが必要です。 - 公園などの利用促進や維持、管理の質を高めていくためには、市民との協働により行っていくことが望まれます。

(3) 地域の将来像

深谷の発展を^{けんいん}牽引する文化の香り高い中核・交流地域

- 本市の顔として、また、深谷市行政の中核地区としてふさわしい機能的で魅力的な市街地の形成を目指し、まちなかに活気とにぎわいを生み出すための活性化策の推進や、良好な居住環境の創出など総合的な都市づくりを進めます。
- 駅や市役所をはじめ公益性の高い施設が集中しており、市全体のユニバーサルデザイン化を先導する都市づくりを進めます。

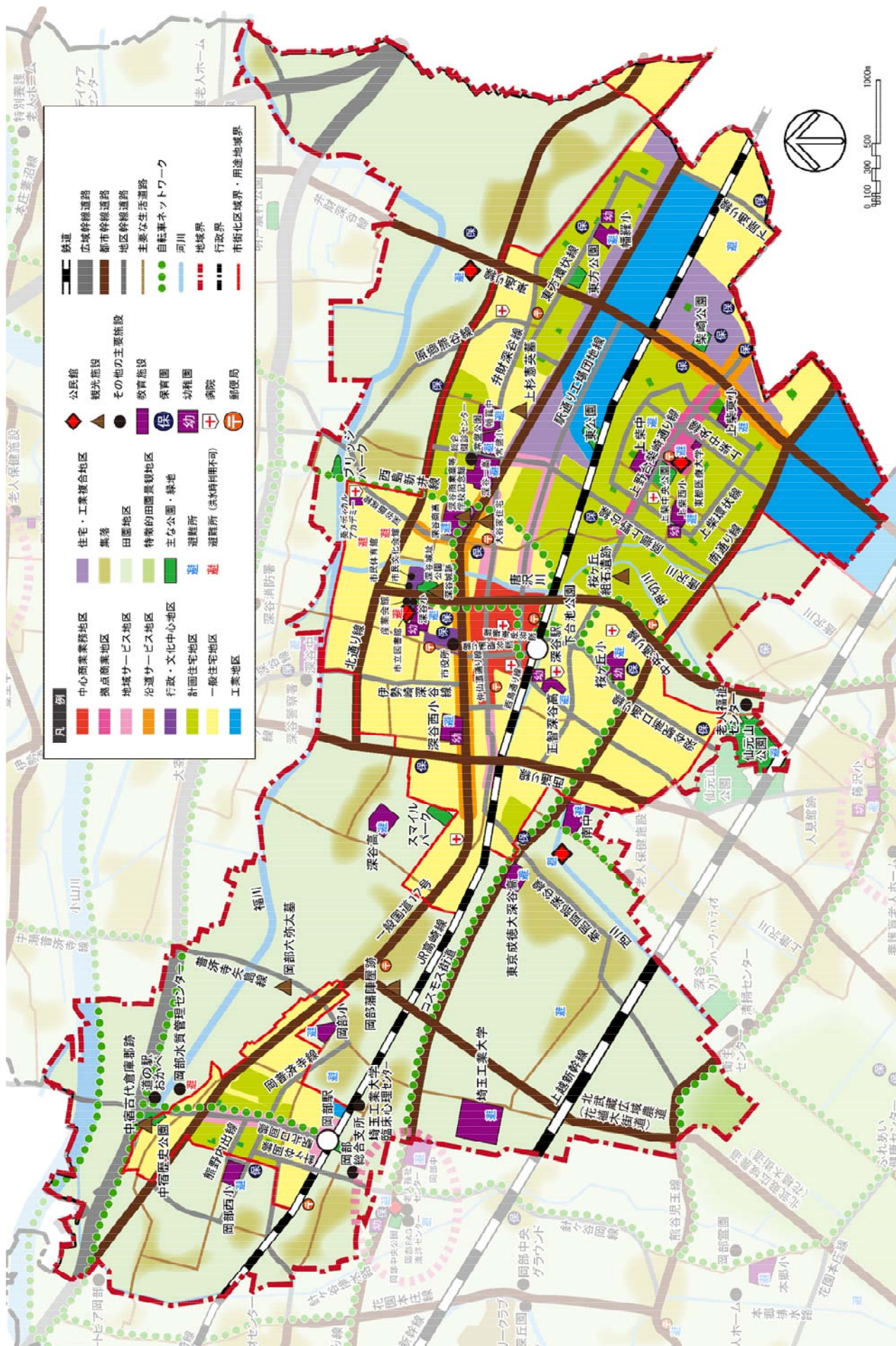
(4) 地域の整備方針

土地 利用	中心商業業務 地 区 (深谷駅周辺)	●まちなかを生活街として再生 ・歴史的な資源を保全、活用しつつ、本市の玄関口、中心地としての魅力と特長ある空間や景観の形成を図ります。そのため、深谷 TMO*を中心としたまちなかへの集客を促進するソフトな取り組みへの支援なども継続して行います。 ・中央土地区画整理事業の推進を目指し、まちなかでの居住者の増加に向け住宅建設の促進を図ります。 ・中心市街地から連続している中山道などの沿道については、日常のサービスに資する商業や生活利便施設の充実を目指します。
	拠 点 商 業 地 区 (上柴地区)	●商業・交流複合拠点として、地域に愛される地区の形成 ・市全体の商業拠点であると同時に、地域住民への生活サービスに資する機能を担う地区であることから、周辺地域の日常生活の利便性の向上に向けた機能の充実を目指します。 ・深谷駅周辺の歴史性のある界限型の商業地と大型商業施設、沿道商業を中心とした上柴地区とで双方の特性を明確にし、役割分担を図り、互いに集客力を高められるよう交通ネットワークやイベントなどの連携を充実します。
	地域サービス 地 区 (岡部駅周辺)	●日常のサービスに資する商業や生活利便施設の集積 ・駅北口岡線沿道の商業地については、地域住民への日常の生活サービスに資する機能の充実を目指し、周辺地域の拠点的な役割を担う地区としての集積を図ります。 ・駅へのアクセス性の向上などにより交通利便性を高め、駐車場や駐輪場の整備などにより交通結節点としての機能強化を図ります。
	沿道サービス 地 区	●沿道サービス型の商業の集積 ・一般国道 17 号沿道や東通り線沿道などでは、今後も商業の集約立地を図るとともに、周辺地域の環境や円滑な交通処理に十分配慮するようなルール化をあわせて検討します。
	行 政 ・ 文 化 中 心 地 区	●市の行政・文化の中心として、利便性とシンボル性の高い地区の形成 ・市役所や文化会館などの集積する地区周辺については、道路などのユニバーサルデザイン化、緑化の推進などにより地域としての緑の総量の増加、景観的な質の向上(個々の施設のデザイン化やまちなみとしての調和)など、今後の都市づくりを先導するような整備を、改修などの時期にあわせて進めます。

土地 利用	計 画 住 宅 地 区 (基盤整備済・ 施行中含む)	●良好な居住環境を維持・形成 ・岡中央、国済寺、上柴、東方などの土地区画整理事業区域や公的宅地開発地区*については、既存の基盤を活かして良好な居住環境の維持、保全に努めるとともに、地権者などの合意形成が図られる地区については、地区計画や建築協定などを活用し、宅地周りの緑化や調和のとれたまちなみ形成を目指します。
	一 般 住 宅 地 区	●生活基盤の整備と居住環境の改善 ・既成市街地で、道路、公園などの基盤が不足している地区については、生活道路の拡幅や公園、緑地の整備を順次進めることにより、居住環境の改善に努めます。
	工 業 地 区	●工業施設の分布や工業地域での配置を維持 ・工業の立地、集積が進んでいる地区及び用途地域が工業専用地域の地区については、その機能を維持し、今後も周辺環境及び環境保全に配慮していくものとします。
	住 宅・工 業 複 合 地 区	●住宅・工業各々の機能の共存 ・上柴東、東方などの用途地域が準工業地域の住宅、工業が混在する地区については、生活環境への配慮を促し、双方の機能の共存を図ります。
	集 落	●集落部の環境改善 ・集落部については、集落内の道路、排水施設などの生活環境の整備を進め、コミュニティを維持できる居住環境の形成を図ります。
	田 園 地 区	・今後とも農業環境の維持、向上を図りながら、農地と集落による田園景観の保全を図ります。
交 通		●幹線道路の整備 ・幹線道路については、通学路になっているなど優先性の高い順に自転車歩行者道の設置などを進め、歩行者及び自転車の安全性の向上を図ります。 ・南北方向の動線が脆弱なため、南北方向の幹線道路を重点的に整備します。 ●生活道路の改善 ・主要な生活道路については、幹線道路との効率的な接続を図るとともに、地区内交通の安全性の向上を目指して、舗装、拡幅、隅切りなどの整備を進めます。 ●自転車と歩行者の安全性の向上 ・駅周辺など自転車と歩行者が錯綜しやすい場所では、歩道上での分離、自転車レーンの設置などにより、自転車と歩行者をできるだけ分離するよう努めるものとします。 ●駅周辺市街地でのより快適な歩行空間の整備 ・街路樹や花壇による緑化、案内板の設置などにより、より快適な歩行空間整備を目指します。 ●駅周辺での駐車場・駐輪場の整備 ・JR高崎線の利用促進のため、駅周辺での駐車場、駐輪場の充実に努めるとともに、違法駐車、駐輪の抑制に努めます。 ●公共交通の充実 ・公共交通が維持できることを基本にした上で、できるだけきめ細かな公共交通を実現するために、多様な主体による地域公共交通のあり方やバス利用促進策などについて検討していきます。 ・市内の鉄道の利便性の向上のため、JR高崎線の運行本数の増加や岡部駅始発など鉄道輸送力の増強に関する要請を関係機関に行います。

公 園 ・ 緑 地	●中心市街地での憩いの空間の創出 ・建築物のセットバックなどにより、オープンスペースを確保できるよう努めます。 ●新規公園の整備と既存公園の改善 ・公園の配置バランスを踏まえつつ、市民に身近な新規公園整備を目指します。 ・既存の公園について、必要に応じて改修、改善などを加え、より利用しやすい公園としていきます。 ●地域との協働による維持・管理 ・河川敷や公園について、清掃、緑化、不法投棄防止パトロールなどの維持、管理を市と地域で役割分担を図りながら、地域と協働で行います。 ・唐沢堤の桜については、桜を良好な状態で維持できるよう、段階的な植え替えなどを含め市民とともに維持、管理を行います。 ●緑化の推進 ・道路や公園、公共施設などの公共空間においてできるだけ緑化を推進するとともに、民有地での生垣化や花木の緑化を働きかけます。
交 流	●市のPR・交流窓口の創出 ・本市の玄関口である深谷駅周辺に、市民と協働で観光案内機能の強化、レンタサイクル、特産物の販売所などの機能配置の検討を行います。 ●自転車による交流ネットワークの創出 ・都市計画道路の自転車歩行者専用道路などを活用しつつ、主要な観光スポットや公園緑地を結ぶ周遊ルートを設定し、案内板などのサインの整備も行い、自転車ネットワークの形成を目指します。 ●公民館での活動の充実 ・各公民館を活用し、施設周囲のスペースの広場的な活用、地域住民活動の拠点としての参加プログラムを実施するなど、市民の集いの場として機能させる取り組みを進めます。
そ の 他	●中山道周辺地区での歴史的景観形成の推進 ・中山道沿道、周辺地区は、歴史的な景観資源（近代建築、蔵、レンガ煙突など）も多いため、景観形成ガイドラインの作成を進め、歴史的まちなみの継承を促進します。 ・道路や街灯などのデザイン化も検討し、歴史的な雰囲気を醸し出す調和のとれたまちなみ形成を図ります。 ・民間の歴史的建造物が保全、活用されるよう、歴史的建造物の登録、保全制度を検討します。 ●ユニバーサルデザイン化の取り組みの推進 ・深谷駅から周辺市街地の公共公益施設へのアクセス路について、道路などのバリアフリー化を進めます。

中央地域 地域整備構想図

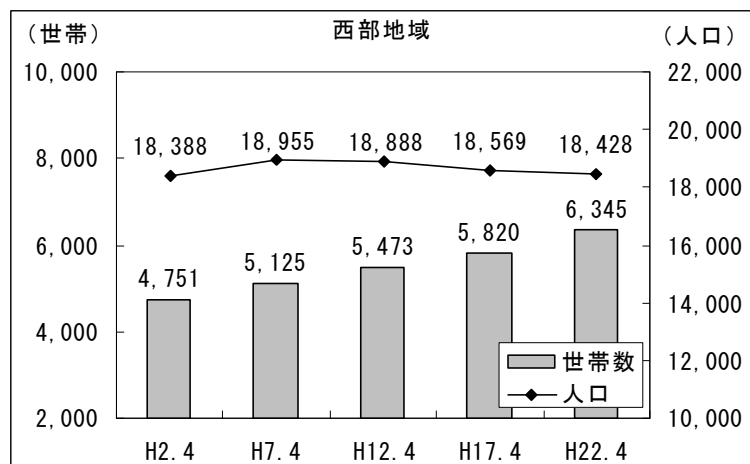


2-3 西部地域

(1) 地域の現況特性

- ・西部地域は、藤沢地区と岡部地区の南西側のほぼ全都市街化調整区域から構成される地域です。
- ・平成22年4月時点の西部地域の人口は18,428人、世帯数6,345世帯であり、世帯数は増加傾向ですが、人口はほぼ横ばいです。
- ・櫛挽の防風林など特徴的な田園景観も広がり、緑豊かで、のどかな風景の地域となっています。
- ・幹線道路としては、南北方向に一般県道花園本庄線、一般県道寄居岡部深谷線、一般県道深谷寄居線、一般県道深谷嵐山線が、東西方向に一般県道熊谷児玉線が通っています。また、東西方向には、都市計画道路榛沢通り線が位置づけられています。
- ・関越自動車道寄居パーキングエリアにおいて、E T C専用のインターチェンジの設置が計画されています。
- ・主な公園、緑地としては、仙元山公園、深谷グリーンパーク・パティオ、ふかや緑の王国、榛の森公園があります。また、地域西側にゴルフ場及びまとまった丘陵地があります。

【西部地域の人口・世帯数の推移】



資料：市民課統計資料（各年4月現在、外国人登録者人口は除く）



深谷グリーンパーク・パティオ



ふかや緑の王国

(2) 地域の課題

	地域別懇談会での主な意見	課 題
土地 利用	【土地利用のコントロール】 - 大規模農地の中での虫食いの住宅開発が問題となっている。 - 農村と共存共栄の都市として、しっかりとした土地利用のルールが必要である。 - 若い世代が地元に戻ってこられるような対策が必要である。	営農環境の保全を図りつつ、市街化調整区域でも、道路、排水施設の一定の水準を満たした地区において、コミュニティの維持に必要な一定の住宅整備などを行えるようにすることが必要です。
	【生活利便施設の充実】 子どもやお年寄りが楽しめる身近な施設が望まれる。	地区単位で公民館が整備されており、これらの施設を活用して、子どもや高齢者のためのプログラムや設備などを充実することが必要です。
交通 体系	【交通インフラの整備など】 - 通過交通の多い主要道路には安全な歩道を確保するべきである。 - 花園インターチェンジから岡部地区をつなぐ道路を整備してほしい。 - スマートインターチェンジの計画は重要である。 - 自転車ネットワークは、住民の生活と連動させてほしい。	- 幹線道路については、歩道の充実を図るとともに、生活道路については、交差点の隅切り、舗装、拡幅などの改善が必要です。 - 新規の道路整備については、市全体の幹線道路体系の中で検討することが必要です。 - 市民生活の利便性向上と観光の観点から自転車ネットワークを形成することが必要です。
	【くるリンバスの充実】 - お年寄りの移動手段として、くるリンバスを利用しやすくしてほしい。 - コミュニティ施設への公共の交通手段を確保して施設を利用しやすくしてほしい。	公共交通の充実に向けては、多様な主体による地域の公共交通を支える新たな仕組みづくりも視野に入れ検討することが必要です。
公園・ 緑地	【公園の利便性向上】 - 子どもなどが遊べる公園がない。 - 公園などで市民が管理する仕組みが望まれる。 - 施設などの利用者は限られており、参加率を上げるための仕組みと内容を考える必要がある。	- 公園の配置バランスを踏まえ整備を行うとともに、既存公園の改善などにより、より利用しやすい公園としていくことが必要である。 - 公園の維持、管理、利用率の向上については、市民との協働による運営、維持管理方策の検討が必要です。
そ の 他	【岡部地区の活性化】 - 岡部地区では商店街が縮小している。 - 新たな人口を呼び込むために岡部駅の始発化や部分的な宅地化が望まれる。	市内の鉄道の利便性向上のため、鉄道輸送力の増強に関する要請を関係機関に行うことが必要です。
	【農業の活性化】 - 深谷の基幹産業としての農業を道の駅などでアピールしていくべきである。 - 遊休農地の問題は、新規就農者の受け入れなどを考えていくべきである。	農業振興担当部署と連携しながら、体験農園としての活用や、農業振興策を推進することが必要です。
	【まちづくりのあり方】 - 住んでいる人が満足できるまちづくりが重要である。 - シルバー人材などを組織化して活用する仕組みが望まれる。 - 昔は地域コミュニティが活発だったが、今は交流が少ない。	まちづくりの様々な場面で、市民の協力を得ながら、市と協働で行えるようなしくみを作っていくことが求められています。

(3) 地域の将来像

市民とともに創る花と緑あふれる田園地域

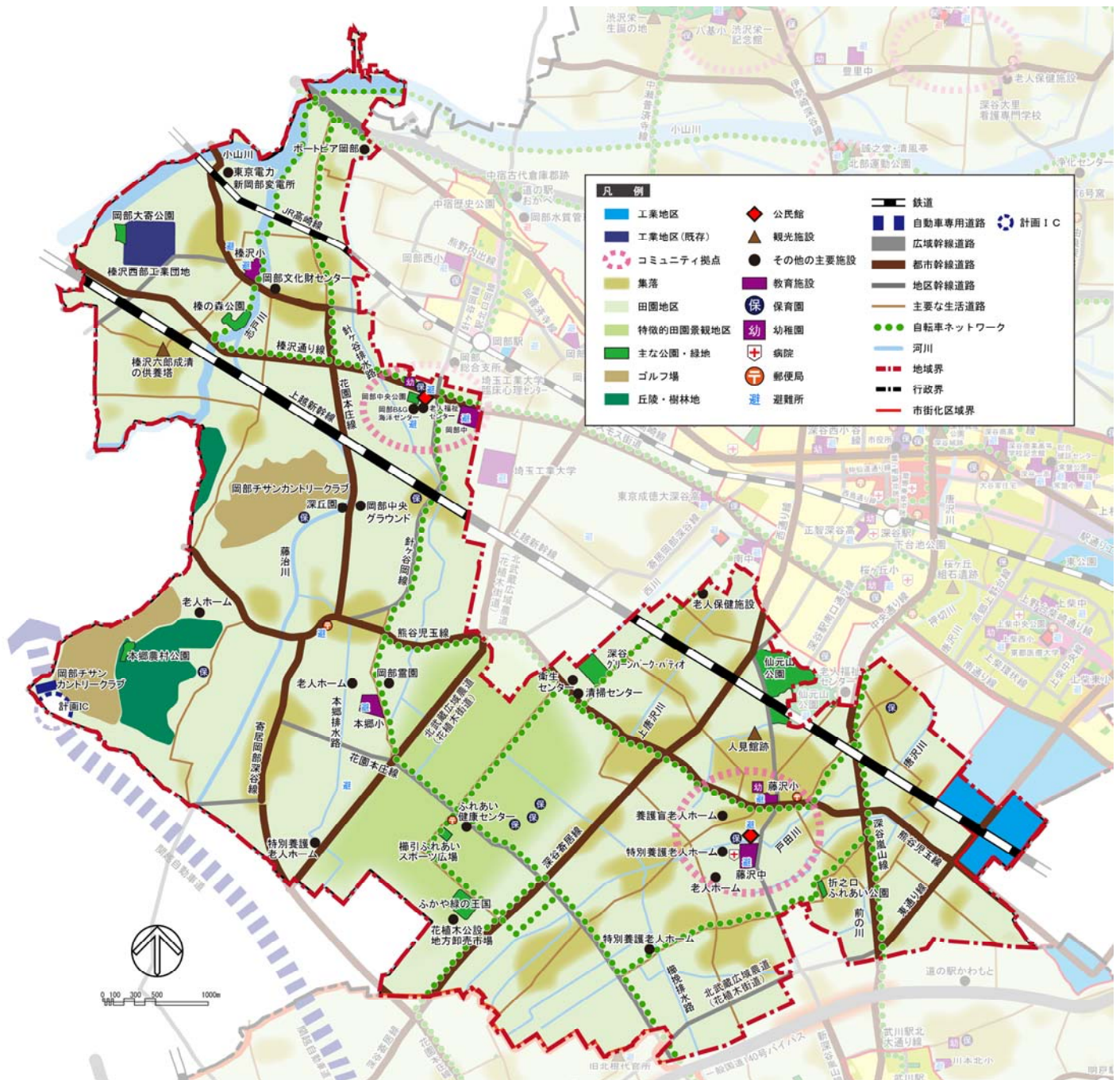
- 市域を代表するレクリエーション施設である仙元山公園、深谷グリーンパークや、市民が守り育てる市民の森であるふかや緑の王国が地域内にあり、これらの緑の資源を良好な状態で永続的に維持できるよう市民と協働して取り組みます。
- 安全な道路及び自転車ネットワークの充実、公共交通などにより、地域の移動を多様な手段で確保することで、西部地域の交流人口の増加と活性化を図ります。

(4) 地域の整備方針

土地 利用	集 落	●地区単位でコミュニティ拠点の形成 ・藤沢、岡部の各地区においては、公民館などの公共公益施設と日常的な生活利便施設などが集まり、地区コミュニティの中心となる拠点の形成を目指します。 ●集落部の環境改善 ・集落部については、集落内の道路、排水施設などの生活環境の整備を進め、コミュニティを維持できる居住環境の形成を図ります。
	田 園 区	・今後とも農業環境の維持、向上を図りながら、農地と集落による田園景観の保全を図ります。 ・スマートインターチェンジの配置などによる土地利用のニーズを見極めながら周辺環境に配慮した土地利用を検討します。また、一般国道 140 号バイパス周辺地域については、土地需要動向などの把握に努め、周辺環境に配慮した計画的な工業系土地利用の誘導を図ります。 ●櫛挽の景観保全 ・「ふるさとの緑の景観地」に指定されている櫛挽の防風林について、特徴的な田園景観を継承するため、今後も保全の支援を行います。
交 通		●幹線道路の整備 ・幹線道路については、通学路になっているなど優先性の高い順に、自転車歩行者道の設置などを進め、自転車及び歩行者の安全性の向上を図ります。 ・幹線道路の整備は、市全体の道路体系の中で検討します。 ●生活道路の改善 ・主要な生活道路については、舗装、拡幅、隅切りなどの整備を進めます。 ●公共交通の充実 ・公共交通が維持できることを基本にした上で、できるだけきめ細かな公共交通を実現するために、多様な主体による地域公共交通のあり方やバス利用促進策などについて検討していきます。 ・市内の鉄道の利便性の向上のため、JR高崎線の運行本数の増加や岡部駅始発など鉄道輸送力の増強に関する要請を関係機関に行います。

公園・緑地	●既存公園の改善 ・既存の公園について、必要に応じて改修、改善などを加え、より利用しやすい公園としていきます。 ●地域との協働による維持・管理 ・河川敷や公園について、清掃、緑化、不法投棄防止パトロールなどの維持、管理を市と地域で役割分担を図りながら、地域と協働で行います。 ●緑化の推進 ・道路や公園、公共施設などの公共空間においてできるだけ緑化を推進するとともに、民有地での生垣化や花木の緑化を働きかけます。
交 流	●自転車による交流ネットワークの創出 ・西部地域の公園などをサイクリングでめぐり、田園環境を楽しめる周遊ルートを設定し、案内板などのサインの整備も行い、自転車ネットワークの形成を目指します。あわせて公共公益施設などの拠点施設間を結ぶ日常生活の利便性の向上に資する自転車ネットワークの形成を図ります。 ●公民館での活動の充実 ・各公民館を活用し、施設周囲のスペースの広場的な活用、地域住民活動の拠点としての参加プログラムを実施し、市民の集いの場として機能させる取り組みを進めます。 ●農業による交流 ・農に親しむ場や地域活動の場として、体験農園などの拡充を検討します。

西部地域 地域整備構想図

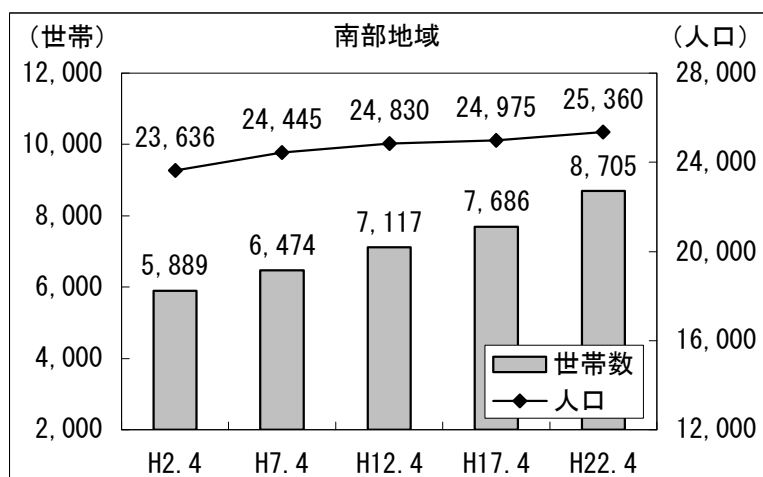


2-4 南部地域

(1) 地域の現況特性

- ・南部地域は、川本地区と花園地区にあたる秩父線沿線を中心とした地域であり、地域内に秩父線の明戸駅、武川駅、永田駅、小前田駅の4駅があります。
- ・平成22年4月時点の南部地域の人口は25,360人、世帯数8,705世帯であり、中央地域に次いで人口が多く、人口、世帯数ともに増加傾向です。
- ・都市計画としては、深谷都市計画区域と寄居都市計画区域からなり、川本地区の区域では市街化区域と市街化調整区域から構成され、花園地区の区域では、非線引きの用途地域指定区域と用途地域指定外から構成されています。
- ・市内唯一の関越自動車道の花園インターチェンジがあり、広域幹線道路として一般国道140号バイパス、一般国道254号があります。都市幹線道路としては、一般国道140号、一般県道深谷嵐山線、一般県道深谷寄居線が通っています。
- ・主な公園として、埼玉県農林公園、川本サングリーンパーク、花園総合運動公園、白草台運動公園があります。
- ・自然資源としては、地域の中央を東西に荒川が流れており、冬場は白鳥の飛来地として有名です。また、ふるさとの森として整備された鐘撞堂山があり、秋には霧ヶ谷津池で紅葉が見られます。地域の南端は丘陵地となっており、地域森林計画対象民有林*となっています。
- ・荒川周辺では、埼玉県指定史跡の鹿島古墳群や源頼朝に仕えた畠山重忠の墓など、本市の中でも地域固有の遺跡が残っています。

【南部地域の人口・世帯数の推移】



資料：市民課統計資料（各年4月現在、外国人登録者人口は除く）



荒川の白鳥



鐘撞堂山

(2) 地域の課題

	地域別懇談会での主な意見	課 題
土地 利用	【市街化調整区域の土地利用】 ・住宅などが建てられる環境を整えるべきである。 ・バイパス沿いでは計画的な開発をしてほしい。	・営農環境の保全を図りつつ市街化調整区域でも、道路、排水施設の一定の水準を満たした地区において、コミュニティの維持に必要な一定の住宅整備などを行えるようにすることが必要です。
	【生活利便施設の充実】 ・支所の空き部屋の有効活用をすべきである。 ・児童館や医療施設、身近な商業施設の導入が望まれる。	・支所や公民館などの施設を活用して、子どもや高齢者のためのプログラムや設備などを充実することが必要です。
	【インターチェンジの有効活用】 ・花園インターチェンジの有効活用や周辺開発などをするべきである。	・花園インターチェンジ周辺では、広域の交通利便性を活かした機能配置が必要です。
交通 体系	【交通インフラの整備】 ・南北軸を整備して強化してほしい。 ・身近な道路を整備して安全にしてほしい。 ・遊歩道やサイクリングロードの計画も望まれる。	・市全体として南北方向の動線の強化が重要です。 ・幹線道路については、歩道の充実を図るとともに、生活道路については、交差点の隅切り、舗装、拡幅などの改善が必要です。 ・地域の観光資源の活用や交流人口の増加のためにも、自転車ネットワークの整備が重要です。
	【秩父線の駅周辺の活性化】 ・小前田駅、永田駅、武川駅に北口を設置し、北口側へアプローチできるようにしてほしい。 ・駅前に商店が少ないため、商業が集積するような環境整備ができるとよい。	・鉄道という貴重な資源を最大限活用するためにも、駅利用者の増加策と駅周辺の整備をあわせて進めていくことが必要です。
	【くるりんバスの充実】 ・くるりんバスの目的地を利用価値のある所にしてほしい。 ・深谷地区との交通手段を考えてほしい。	・公共交通の充実に向けては、多様な主体による地域の公共交通を支える新たな仕組みづくりも視野に入れ検討することが必要です。
公園・ 緑地	【公園・河川敷の充実】 ・農林公園の充実及び市全体に対する認知度を高め、利用者を増やすべきである。 ・鐘撞堂山は地盤が弱いので、自動車の進入を制限したい。 ・荒川沿いの遊歩道化やその沿道に植樹をし、水辺公園などを観光資源として活用したい。	・市の観光資源のより有効なPRの方法を検討することが必要です。 ・公園、緑地などの利用促進や維持、管理の質を高めていくためには、市民との協働により行っていくことが望まれます。
その他	【安全・安心なまちづくり】 ・下水道などを整備してほしい。 ・防犯灯を設けるなど、通学面での安全性を確保してほしい。	・地区ごとの特性に応じて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の設置により、公衆衛生の向上や河川の水質保全が必要です。 ・犯罪の起こりにくい環境にするため、照明や見通しの確保が重要です。
	【農業の活性化】 ・農業を守る施策や遊休農地の対策が必要である。 ・観光農業を促進するべきである。	・農業振興担当部署と連携しながら、体験農園の整備や農業振興策を推進することが必要です。
	【中心部との連携】 ・合併を活かして地域間の交流を促進するべきである。 ・都市機能の軸として深谷の中心部とつながるものが必要である。	・道路や自転車のネットワークの強化により、交流の基盤となる動線を確保することが必要です。
	【まちづくり全般】 ・深谷で育った人間が、ずっと住み続けられる魅力ある地域でありたい。 ・地域で支え合えるまちづくりができれば良い。	・深谷が多くの人に愛されるまちとなるために、人とのつながり、生活環境や景観的な魅力の向上、就業の場の確保など多様な取り組みが必要です。

(3) 地域の将来像

自然景観と交通環境を活かした多彩な交流地域

○地域の中央を秩父線が通り、さらに自動車専用道路の関越自動車道や一般国道 140 号バイパスなど広域幹線道路も充実しており、交通環境に非常に恵まれていることから、この交通の優位性と様々な山・川・田園の緑と歴史の資源を活用して、多くの人に訪れてもらえる地域づくりを市民と協働して取り組みます。

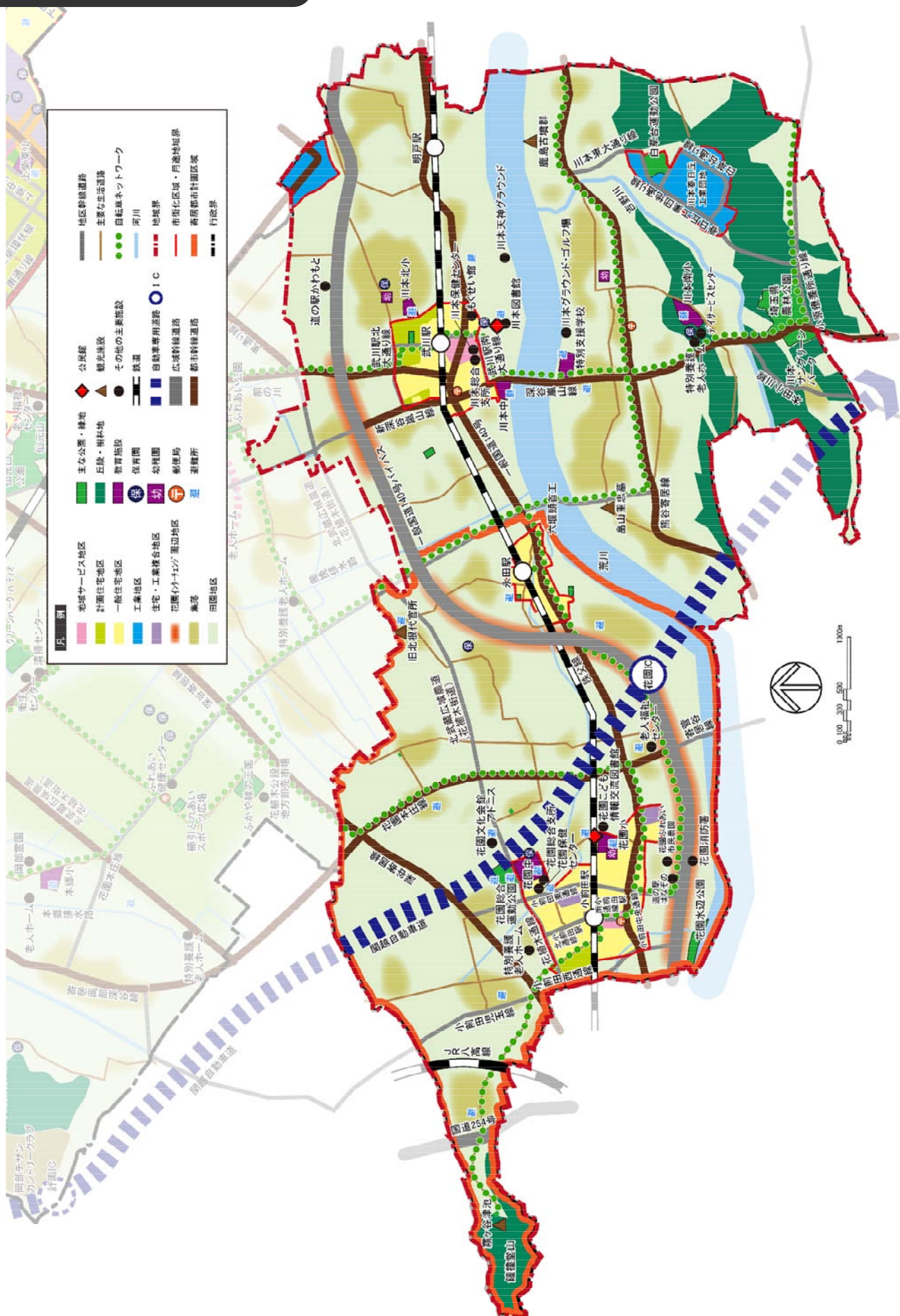
○深谷地区や岡部地区との道路ネットワークの強化や地域間の交流を促進し、市域の一体性を高めていきます。

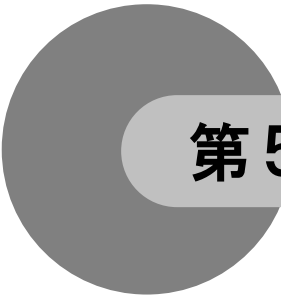
(4) 地域の整備方針

土地利用	地域サービス 地 区 (武川駅・小 前田駅周辺)	● 日常のサービスに資する商業や生活利便施設の集積 - 武川駅及び小前田駅周辺の商業地については、地域住民への日常の生活サービスに資する機能の充実を目指し、駅周辺の基盤整備を行うとともに周辺地域の拠点的な役割を担う地区としての集積を図ります。 - 駅へのアクセス性の向上などにより交通便利性を高め、駐車場や駐輪場の整備などにより交通結節点としての機能強化を図ります。
	計 画 住 宅 地 区 (基盤整備済・ 施行中含む)	● 良好な居住環境の維持・形成 武川中央、小前田駅北西部などの土地区画整理事業区域や公的宅地開発地区については、既存の基盤を活かして良好な居住環境の維持、保全に努めるとともに、地権者などの合意形成が図られる地区については、地区計画や建築協定などを活用し、宅地周りの緑化や調和のとれたまちなみ形成を目指します。
	一 般 住 宅 地 区	● 生活基盤の整備及び居住環境の改善 - 市街化区域及び用途地域内の既成市街地で、道路、公園などの基盤が不足している地区については、生活道路の拡幅や公園、緑地の整備を順次進めることにより、居住環境の改善に努めます。 - 地区計画が定められている川本中央地区については、区域の整備、開発及び保全の方針に基づき、市街化を計画的にコントロールするとともに、必要な地区施設の整備を行い、良好な市街地形成を図ります。
	工 業 地 区	● 工業施設の分布や工業地域での配置を維持 工業の立地、集積が進んでいる地区及び用途地域が工業専用地域の地区については、その機能を維持し、今後も周辺環境及び環境保全に配慮していくものとします。
	花園インター チェンジ周辺 地 区	● 交流と連携による活性化拠点形成 - 花園インターチェンジ周辺地区は、広域からの集客力を高める機能とともに、他の都市を含め、観光や農業など、その都市独自の資源や市民の交流、連携機能を有する広域的な活性化拠点の形成を進めます。 - この拠点形成にあたっては、周辺地域の環境への調和や円滑な交通処理などに十分配慮します。 - 沿道サービス型商業施設が集積している一般国道 140 号バイパス沿道地区については、現在の機能の維持に努め、花園インターチェンジ周辺地区との相乗効果を図ります。
	集 落	● 集落部の環境改善 集落部については、集落内の道路、排水施設などの生活環境の整備を進め、コミュニティを維持できる居住環境の形成を図ります。
	田 園 地 区	今後とも農業環境の維持、向上を図りながら、農地と集落による田園景観の保全を図ります。

土地 利用	田 園 地 区	●工業系土地利用の誘導・周辺環境への配慮 ・花園インターチェンジ周辺及び一般国道 140 号バイパス沿道など、交通利便性の高い地域や工業機能の集積に適している地域については、土地需要動向などの把握に努めるとともに、周辺環境に配慮した計画的な工業系土地利用の誘導を図ります。
交 通		●幹線道路の整備 ・幹線道路については、通学路になっているなど優先性の高い順に自転車歩行者道の設置などを進め、自転車及び歩行者の安全性の向上を図ります。 ・東西動線と比べ、脆弱な南北動線を強化するため、南北方向の幹線道路の整備について検討を行います。 ●生活道路の改善 ・主要な生活道路については、幹線道路との効率的な接続を図るとともに、地区内交通の安全性の向上を目指して、舗装、拡幅、隅切りなどの整備を進めます。 ●駅周辺での駐車場・駐輪場の整備 ・秩父線の利用促進のため、駅周辺での駐車場、駐輪場の充実に努めるとともに、違法駐車、駐輪の抑制に努めます。 ●公共交通の充実 ・公共交通が維持できることを基本にした上で、できるだけきめ細かな公共交通を実現するために、多様な主体による地域公共交通のあり方やバス利用促進策などについて検討していきます。 ・市内の鉄道の利便性の向上のため、秩父線の運行本数の増加など鉄道輸送力の増強に関する要請を関係機関に行います。
公 園 ・ 緑 地		●荒川の有効活用 ・荒川を観光資源として、より有効に活用するために、遊歩道の整備や公園の充実などについて管理主体に要請します。 ●新規公園の整備と既存公園の改善 ・公園の配置バランスを踏まえつつ、市民に身近な新規公園整備を目指します。 ・既存の公園について、必要に応じて改修、改善などを加え、より利用しやすい公園としていきます。 ●貴重な緑地のまとまりの保全 ・市域の南部に位置する丘陵部や西部の鐘撞堂山については、市内において貴重なボリュームのある緑であり、今後とも保全します。 ●地域との協働による維持・管理 ・河川敷や公園について、清掃、緑化、不法投棄防止パトロールなどの維持、管理を市と地域で役割分担を図りながら、地域と協働で行います。 ●緑化の推進 ・道路や公園、公共施設などの公共空間においてできるだけ緑化を推進するとともに、民有地での生垣化や花木の緑化を働きかけます。
交 流		●自転車による交流ネットワークの創出 ・南部地域の歴史資源や公園などをサイクリングでめぐり、田園環境を楽しめる周遊ルートを設定し、案内板などのサインの整備も行い、自転車ネットワークの形成を目指します。 ●公民館での活動の充実 ・各公民館を活用し、施設周囲のスペースの広場的な活用、地域住民活動の拠点としての参加プログラムを実施し、市民の集いの場として機能させる取り組みを進めます。 ●農業による交流 ・農に親しむ場や地域活動の場として、体験農園などの拡充を検討します。

南部地域 地域整備構想図





第5章 都市づくりの実現に向けて

本計画の実現に向けた取り組み方針を示します。

- ◆基本的な考え方
- ◆計画推進に向けて
- ◆都市計画マスタープランの進行管理

【第5章 都市づくりの実現に向けて】の構成

1.基本的な考え方		
2.計画推進に向けて	2-1 市民・事業者・行政との協働によるまちづくりの推進	(1)市民主体のまちづくりの支援 (2)事業者への協力要請
	2-2 都市計画の情報公開	(1)情報の発信 (2)透明・公正な手続き
	2-3 総合的な都市づくりの推進	(1)都市計画マスタープランの総合的な推進 (2)国・県・周辺市町との連携
	2-4 都市計画の推進	(1)都市計画区域の検討 (2)土地利用の誘導 (3)都市づくりに向けた分野別計画の策定
3.都市計画マスタープランの進行管理		

第5章 都市づくりの実現に向けて

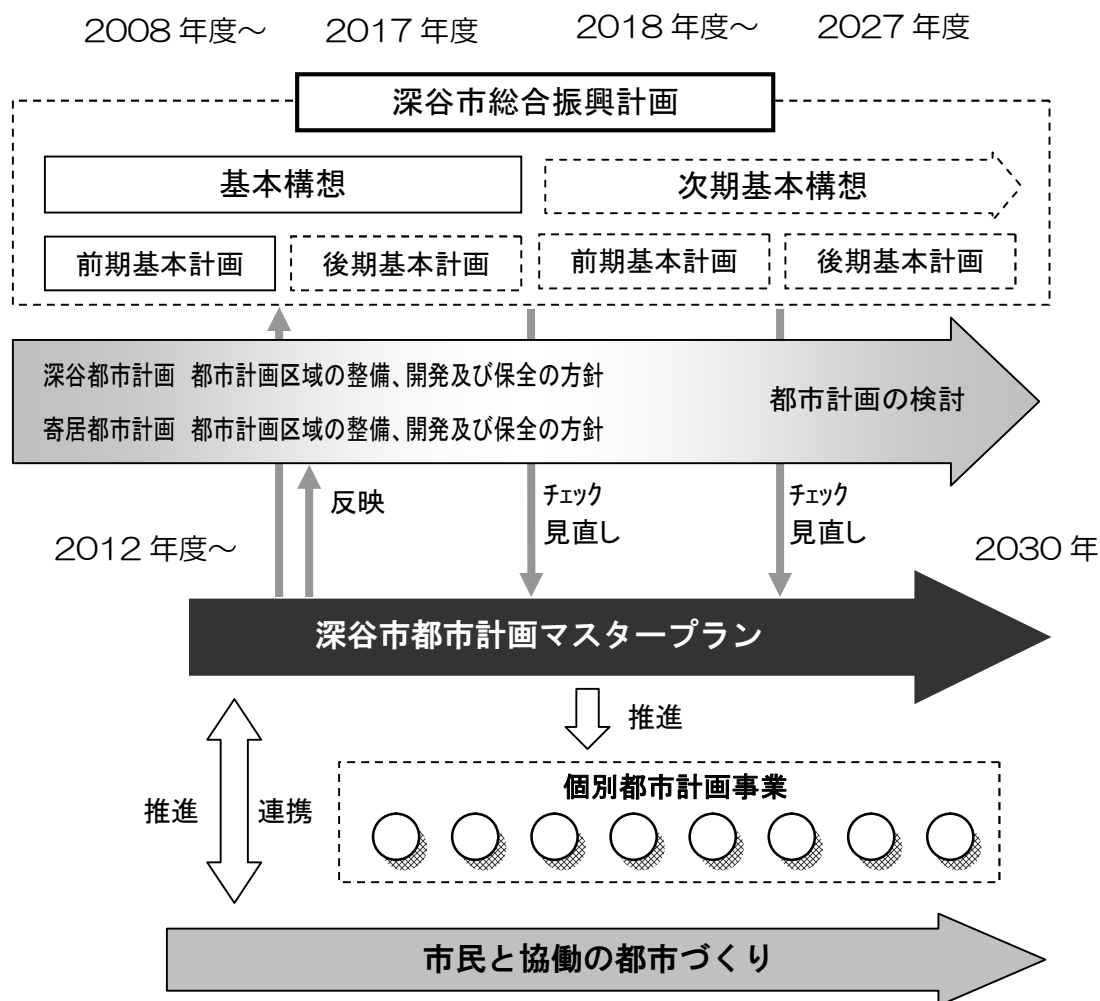
1. 基本的な考え方

都市計画マスタープランは、都市の概ね20年後の都市づくりの将来像を描き、都市計画の指針として、その実現に向けた総合的な道筋を示すものです。

その実現に向けて、深谷市総合振興計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定などにあわせて適切に反映させ、推進していくとともに、分野ごとの計画においても、都市計画マスタープランで示した方向性を反映させていきます。

また、その後の社会情勢などの変化により見直しが必要になる場合や都市計画マスタープランで示した内容が順調に進められているかどうか、一定の期間で進行管理を実施できるようにしくみをつくることも重要です。

さらに、市民への都市づくりへの参加や地域が主体となっていく都市施設の維持管理への支援策についても取り組みを進めていきます。



2. 計画推進に向けて

2-1 市民・事業者・行政との協働によるまちづくりの推進

(1) 市民主体のまちづくりの支援

①都市計画提案制度の活用

都市としての成熟化に向け、効果的な取り組みを優先的に実施していく観点から、地区計画や建築協定などのルールづくりにおいて、市民による都市計画提案制度*の活用を図ります。

また、まちづくりに関する相談窓口などを充実し、市民の発意を初期の段階から支援できるように努めます。

②まちづくり活動の主体づくり

NPO法人やボランティア組織、地元組織など、様々な組織におけるまちづくりの担い手の育成を進めます。

また、まちづくりを行うグループへ活動の場の提供や専門家の派遣などが行えるようなしくみを検討していきます。

(2) 事業者への協力要請

市内の事業者に対しては、地域の緑化活動への支援や、自社の有する敷地内の緑化の推進、環境への配慮などの取り組みを行っていただけるよう要請していきます。

また、効率的な財政運用を実現する観点から、公的施設の整備や市街地整備などに、民間事業者のノウハウや資本などを活用するなど、積極的な民間活力の導入を促します。



2-2 都市計画の情報公開

(1) 情報の発信

これからのまちづくりを市民・事業者・行政の協働により進めていくためには、各々の主体が都市の将来像や都市計画の様々な制度などを共有することができるよう、行政がわかりやすく情報発信していきます。

(2) 透明・公正な手続き

都市計画決定・変更などの都市計画手続きについては、地元説明会、公聴会、縦覧などにより周知を図るとともに、都市計画審議会*の審議を公開していきます。また、これらの情報についても、市の広報やホームページで随時提供します。

2-3 総合的な都市づくりの推進

(1) 都市計画マスタープランの総合的な推進

市の関係各部門の横断的な連携を図るため、施策や事業の相互調整を行い、総合的で効果的・効率的な都市づくりを進めます。

(2) 国・県・周辺市町との連携

都市計画マスタープランの実現に向けて、広域にまたがる道路や河川などの整備については、国・県との連携が不可欠になります。

国・県との連携とともに、周辺の熊谷市・本庄市・寄居町などと調整を図りながら、都市づくりを進めていきます。

2-4 都市計画の推進

(1) 都市計画区域の検討

①都市計画区域の現状と課題

本市は、深谷都市計画区域と寄居都市計画区域の2つの都市計画区域があり、さらに、深谷都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域、寄居都市計画区域は、非線引きの用途地域指定区域と用途地域指定区域外に分かれています。また、市域北側には、都市計画区域外の区域もあります。

これら区域の違いによって、許可を要する開発行為の規模や土地利用制限・建築制限の内容が異なることから、市域と都市計画の整合を図るためには、同一の都市計画区域とすることが望まれます。

【都市計画区域の状況】



②都市計画区域の再編などの方針

都市計画区域の現状・課題を踏まえ、今後、本市の一体的な都市計画を進めていくため、県との調整を図りながら、都市計画区域のあり方について継続して検討していきます。

また、都市計画区域外についても、今後の土地利用方策などについて検討していきます。

(2) 土地利用の誘導

①地域地区や地区計画制度による運用

市街化区域及び非線引きの用途地域指定区域については、用途地域や地区計画制度などの運用により、全体構想、地域別構想で示した土地利用の実現に向け、誘導を図っていきます。

②市街化調整区域・都市計画区域外などにおける土地利用誘導策の検討

都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の調整を図り、計画的で適正な土地利用を推進します。

③準工業地域での大規模集客施設の立地規制

平成 19 年の都市計画法及び建築基準法の改正により、10,000 m²を超える大規模集客施設の立地可能な用途地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の 3 用途地域に限定されました。

集約型都市構造の実現を目指すため、市内の準工業地域における大規模集客施設の立地のあり方を検討します。

(3) 都市づくりに向けた分野別計画の策定

都市施設などの具体的な整備方策については、分野ごとの計画の策定を進めます。

分野ごとの計画の策定に際しては、限られた財源の効率化や重点化の視点から、優先度を検討し、最大の効果が得られるよう、配慮することとします。

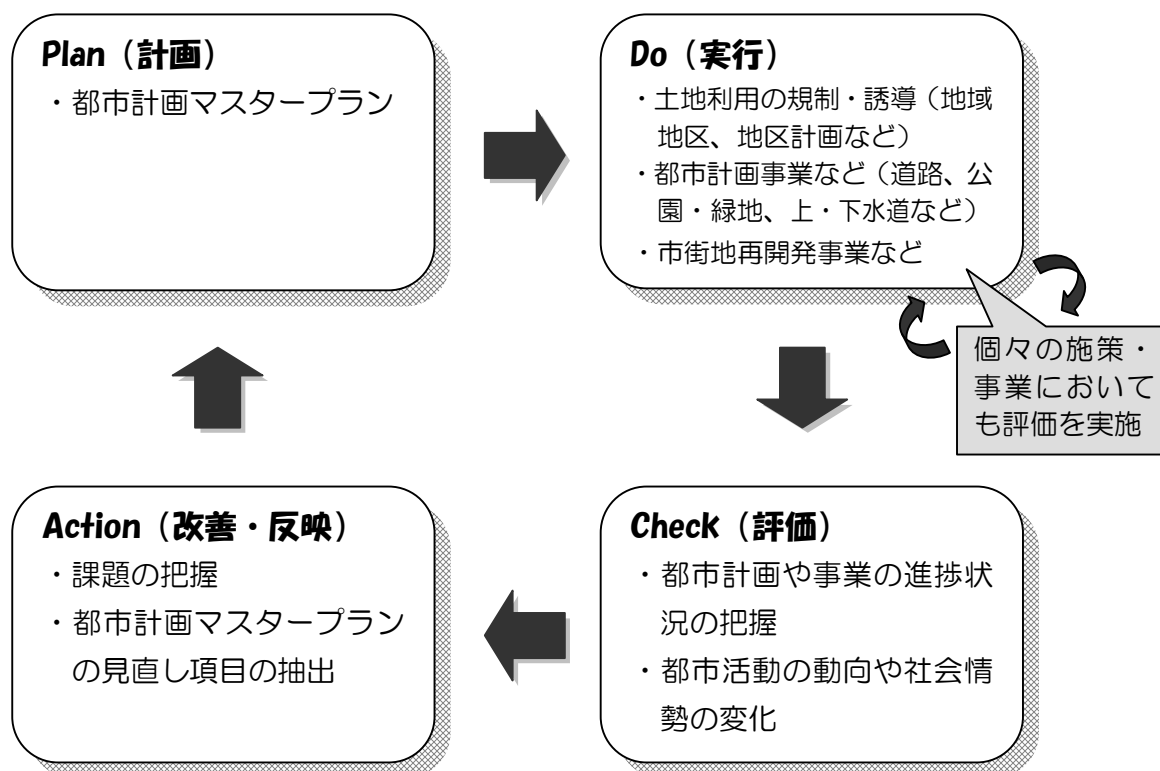
3. 都市計画マスタープランの進行管理

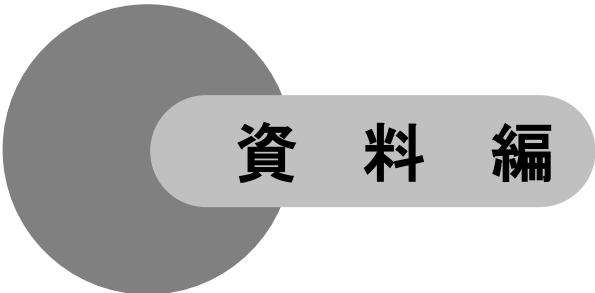
深谷市都市計画マスタープランは、目標年次を平成42年（西暦2030年）とし、概ね20年後の将来像を描き、都市計画の指針として、その実現に向けた総合的な道筋を示すものですが、都市を取り巻く社会情勢や市民のニーズなどは、今後も変化していくことが想定されます。

社会情勢や上位・関連計画の見直しなどの変化に適切に対応していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・反映）のPDCAサイクルによる進行管理を行うための仕組みをつくりまします。

また、都市計画マスタープランは、目標年次が長期にわたることから、社会・経済情勢などの変化、地域のまちづくりの進捗や実情の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

【都市計画マスタープランの進行管理 PDCA サイクル】





資料編

◆策定経過

◆用語解説

資料1 策定経過

1. 策定経緯

	検討経過	策定委員会	庁内での検討	市民参加
平成20年度	都市計画マスタープラン 現況調査			
平成21年度	市民意識調査 都市づくりの課題の整理 現行都市計画マスタープランの評価		庁内職員懇談会（11月） 職員アンケート（12月）	市民意識調査の実施（12月） 高校生ワークショップ（1月） 既存団体などとの意見交換会（1月～2月）
平成22年度	都市づくりの目標の検討 全体構想の検討 地域別構想の検討	■第1回（7/22） ■第2回（11/9） ■第3回（2/8）	○第1回庁内検討委員会（4/23） ●第1回庁内検討委員会（4/28） ○第2回庁内検討委員会（6/25） ●第2回庁内検討委員会（7/2） ○第3回庁内検討委員会（10/14） ●第3回庁内検討委員会（10/20） ○第4回庁内検討委員会（1/13） ●第4回庁内検討委員会（1/20）	第1回地域別懇談会（9月～10月） 第2回地域別懇談会（11月）
平成23年度	都市づくりの実現に向けて 素案のまとめ パブリックコメント 都市計画審議会報告 議会報告	■第4回（7/5） ■第5回（1/26）	○第5回庁内検討委員会（5/19） ●第5回庁内検討委員会（5/30） パブリックコメントへの 対応の公表（12月）	パブリックコメントの実施（9月～10月）

2. 市民参加の概要

(1) 市民意識調査

目的	市民の意向を把握するため
対象・方法など	20 歳以上の市民 3,000 名を無作為抽出し、郵送により実施 (回収率 41.9%)
実施時期	平成 21 年 12 月

※全庁的に都市計画マスタープランを考え、情報を共有化するために、市民意識調査とほぼ同様の内容のアンケートを職員に対しても実施した。

(2) 既存団体などとの意見交換会

目的	様々な団体の方に、直接意見を伺い、意向を把握するため
対象・方法など	4 つの団体と個別に意見交換会を実施 ①商店街連合会 ②老人クラブ ③幼稚園PTA連合会 ④4Hクラブ
実施時期	平成 22 年 1 月～2 月

(3) 高校生ワークショップ

目的	将来を担う高校生の意向を把握するため
対象・方法など	・市内 5 校の 2 年生 ・ワークショップを実施
実施時期	平成 22 年 1 月

(4) 地域別懇談会

目的	地域に即した課題などを把握するため
対象・方法など	市内 4 地域で懇談会を実施 ①北部地域 ②中央地域 ③西部地域 ④南部地域
実施時期	平成 22 年 9 月～11 月 (1 地域 2 回)

(5) パブリックコメント

目的	計画書案を公表し、市民意見を反映した計画とするため
対象・方法など	都市計画マスタープラン(案)をホームページ及び市役所、総合支所などで公開し、市内に在住・在勤・在学する方から意見を募集
実施時期	平成 23 年 9 月～10 月
意見数	4 名及び 1 団体から 16 件の意見

3. 深谷市都市計画マスタープラン策定委員会 設置要綱

深谷市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成22年 4月28日 決裁

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、深谷市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項を調査し、検討する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定の完了までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号の委員の中から市長が任命し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する調査及び検討について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する調査及び検討の結果について、

市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、本市が都市計画マスタープランの策定の完了をもって、廃止する。

4. 深谷市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

要 綱 に よ る 区 分		氏 名	備 考
1号委員	学識経験を有する者	◎ 久 保 田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
2号委員	関係団体から推薦された者	○ 清 水 博 幸	深 谷 商 工 会 議 所
		小 野 澤 一 夫	深 谷 市 自 治 会 連 合 会
		内 田 酉 二	深 谷 市 自 治 会 連 合 会 岡 部 支 会
		田 尻 彰	深 谷 市 自 治 会 連 合 会 川 本 支 会
		根 岸 一 成	深 谷 市 自 治 会 連 合 会 花 園 支 会
		瀬 山 豪	深 谷 市 観 光 協 会
		島 田 一 雄	ふ か や 農 業 協 同 組 合
		今 西 明 一	深 谷 工 業 連 絡 会
		大 塚 博	N P O 法 人 深 谷 に ぎ わ い 工 房
3号委員	関係行政機関の職員	酒 巻 和 彦 (柳 沢 一 正)	埼 玉 県 熊 谷 県 土 整 備 事 務 所
4号委員	公募による市民	荒 井 康 子	深 谷 市 人 材 バ ン ク か ら 選 出
		小 林 徹	深 谷 市 人 材 バ ン ク か ら 選 出
		田 島 裕 子	深 谷 市 人 材 バ ン ク か ら 選 出

※◎印は委員長、○印は副委員長を示す。

※()内は前任者を示す。

資料2 用語解説 (50 音順)

あ行

アグリハローワーク	農地を活用するために所有者が貸し出しや売却を希望する不耕作農地を市ホームページで公開し、耕作者を募って仲介する制度をいう。
アダプトプログラム	公園や道路、緑地などの公共空間を市民・学校・事業者のみなさんが里親となり、一定区域の緑化・美化・清掃活動などを行うもので、これを市が支援するという取り組みをいう。
うすいりゅうしゅつよくせいしせつ 雨水流出抑制施設	大雨が降った時にその雨水を一時溜めたり、浸透させたりすることにより下水道や河川、その他排水施設などに能力以上の水が一気に流出しないようにするための施設のことをいう。
エコ・コンパクト(シティ)	都市機能を中心部に集め CO ₂ の排出量抑制や効率的な資源循環を可能にする都市を目指す考え方をいう。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民、事業主、地権者などによる主体的な取り組みをいう。
えんしょうしゃだんたい 延焼遮断帯	市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のことで、主に道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道などの耐火建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築する。
おうこく 王国ボランティア	ふかや緑の王国を活動の場とするボランティアのことをいう。
おくがいこうこくぶつ 屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

か行

かみしばちくふくごうしせつ 上柴地区複合施設	本市がはじめて実施する公民連携事業（PPP）として建設。上柴生涯学習センター・上柴公民館、深谷市男女共同参画推進センター（L・フォルテ）、深谷市ふるさとハローワーク、行政サービスセンターの4施設の複合施設であり、「キララ上柴」という愛称で、平成22年11月4日にオープンした。
きょうあいどうろ 狭隘道路	道幅の狭い道路のことで、主に幅員4m未満の道路をいう。
ぎょうむかくとし 業務核都市	東京都区部に集中している都市機能を、首都圏全体に分散的に配置していくために、業務機能などの諸機能を集積していく核として重点的に育成・整備することとされている都市をいう。
きんきゅうゆそうどうろ 緊急輸送道路	大規模な地震などの災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。
けんちくきょうてい 建築協定	建築基準法に基づき、一定区域内の土地所有者などが、区域内の建築物についての基準（高さ制限、用途制限など）を自主的に結ぶ協定のことをいう。【建築基準法第69条～第77条】

こうつうけっせつてん 交通結節点	異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設であり、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。
こうつう 交通バリアフリー基本構想	平成 12 年施行の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき策定した市の交通バリアフリーに関する基本構想である。
こうてきたくちかいはつちく 公的宅地開発地区	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構などの公的機関によって実施された宅地開発地区のことをいう。
コーホート 要因法	ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値をあてはめて将来人口を推計する方法をいう。

さ行

さいせいかのう 再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーをいう。
しがいかくいき 市街化区域	すでに市街地を形成している区域や、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進する区域をいう。【都市計画法第 7 条】
しがいかちようせいくいき 市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域とされる都市計画法上の区域であり、農林漁業用の建築物などや一定の要件などを備えた計画的開発などを除き原則として開発行為は許可されない。【都市計画法第 7 条】
じぞくかのう 持続可能な社会	有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会をいう。
じつぎようふうど 実業風土	本市は渋沢栄一をはじめ多くの実業家を輩出しており、実業家を育み、産業振興を図ってきた本市の風土を表すための造語である。
じゆんぼうかちいき 準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため、建築物を構造などの面から規制する地域をいう。【都市計画法第 9 条】
じんこうしゆうちゆうちく 人口集中地区（DID）	人口密度約 4,000 人/km ² 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、あわせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。
しんりんせいびけいかくたいしやうみんゆうりん 森林整備計画対象民有林	森林整備計画は、市町村が地域の実情に応じて地域住民の理解と協力を得つつ適切な森林整備を推進することを目的とした計画であり、その計画の対象とする民有林のことをいう。
けいせい ストック形成	住宅や、橋・道路・公園などの社会インフラを価値ある社会資産として長期的に蓄積（ストック）することをいう。
せいかつがい 生活街	商業地の活性化のためには定住人口を増やすことが必要であり、居住と商業の両方の機能をあわせもつ街のことをいう。
セットバック	道路境界線から一定距離後退して建物などを建築することをいい、そうすることで道路にゆとりができ、歩行者空間の確保などにつながる。
せんじやうち 扇状地	河川が山地から平野や盆地に移る所などに見られる、土砂などが山側を頂点として扇状に堆積した地形のことをいう。

せんび 線引き (区域区分)	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度のことをいう。【都市計画法第7条】
-------------------	--

た行

たしぜんかわ 多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。
ちいきしんりんけいかくたいしょうみんゆうりん 地域森林計画対象民有林	地域森林計画とは、森林法に基づき、民有林について、都道府県が、森林整備及び保全の目標などを定める計画であり、森林計画区別に5年ごとに10年を一期とし、埼玉県は全域が1つの計画区(埼玉森林計画区)となっている。この計画の対象とする民有林のことをいう。
ちくけいかく (せいど) 地区計画 (制度)	良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標にあわせ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを厳しくしたり、緩和したりして、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度である。【都市計画法第12条の5】
ちゅうせきていち 沖積低地	流水の堆積作用によって川筋に出来た低地（台地でない平野部分）のことをいう。
ていたんそとし 低炭素都市づくり	地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を目指した都市づくりを進めることをいう。
としけいかく 都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいう。【都市計画法第4条】
としけいかくけつてい 都市計画決定	広域的・根幹的な都市計画については都道府県が、身近な都市計画は市町村が決定することとなっており、市町村が都市計画を決定する場合は、県と協議の上、市町村都市計画審議会の議を経て決定するものとされている。
としけいかくくいき (がい) 都市計画区域 (外)	都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定する。 都市計画区域では、都市施設や市街地再開発事業などを定めることができるが、都市計画区域外では、これらを定めることはできない。
としけいかくくいき せいび かいほうおよ 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針	都道府県が策定する都市計画区域のマスタープランであり、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の方針」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」などについて定める。都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものでなければならない。【都市計画法第6条の2】
としけいかくしんぎかい 都市計画審議会	都市計画を決定する際に、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について審議するため、都市計画法に基づき設置する市の附属機関である。【都市計画法第77条の2】

としけいかくていあんせいど 都市計画提案制度	平成 14 年の都市計画法の改正で創設され、住民などの自主的なまちづくりの推進を図るため、土地所有者、まちづくり NPO 及び一定の開発事業者などが、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度である。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画法に定められている都市施設のひとつであり、あらかじめルート、位置、幅員などを都市計画で定め、都市の骨格を形成する道路をいう。【都市計画法第 11 条】
とし 都市づくり	都市全体を見渡し都市政策の視点から考え、主に自治体が都市計画法などに基づく市全体の都市構造へ影響を与えるような計画の策定や事業の実施を行っていくことをいう。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	宅地の形状を整えるとともに、土地の一定割合を減歩として公共施設のために提供し合うことにより道路や公園などの都市基盤を整備していく事業をいう。

な行

なかせんどうふかやじゅくほんぽ 中山道深谷宿本舗	本市の中心市街地や深谷 TMO などに係わる活性化事業を市民や来街者に広く PR するとともに、中心市街地活性化に係わる会議やイベントの場として、市民が交流するサロン及び会議スペースを有する施設である。
ななつめしゅぞうあと 七ツ梅酒造跡	かつて七ツ梅酒造であった跡地。深谷シネマや中山道深谷宿本舗などがあり、街なかの文化拠点としての機能を果たしている。

は行

パブリックコメント	市の基本的な政策などを策定するときに、その策定しようとする政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表し、公表したのに対する市民からの意見などを考慮して、最終的な意思決定をするとともに、意見などの概要およびこれに対する市の考え方などを公表する一連の手続きのことをいう。
バリアフリー（化）	高齢者や障がい者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くことの総称。段差などの物理的な障害のほか、障がいのある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。
バリアフリー新法 ^{しんぽう}	バリアフリー新法では、新たに道路、路外駐車場、都市公園が対象施設に加わり、基本構想が旅客施設の有無に関わらず策定できるようになるなどが追加された。
ヒートアイランド現象 ^{げんしょう}	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。
ひせんび 非線引き	市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分しない（線引きをしない）都市計画区域のことをいう。
ふかや学校花はなプラン ^{がっこうはな}	子どもたちがたてたプランに基づき、PTA や地域の住民も加わってガーデニングを進めている。子ども・学校・PTA・地域が一体となって「ガーデニング」を通して、豊かな心を持った子どもを育てようという取組みである。

ふかやしこうじょうとうりつちそくしんせいど 深谷市工場等立地促進制度	産業振興策の一環で、市の産業振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的として平成 16 年度に創設した制度。一定規模以上の投資により、工場などの立地を行う企業に対し、投資した固定資産に対する固定資産税の税率を 5 年間、2 分の 1 にする税の特例措置や、工場等立地奨励金などの優遇措置が受けられる。
ふかや 深谷シネマ	本市の中心市街地にある映画館で、NPO 法人市民シアター・エフが運営管理している。
ふかやしじゅうたくたいしんしんだんほじょせいど 深谷市住宅耐震診断補助制度 ふかやしもくぞうじゅうたくたいしんかほじょせいど 深谷市木造住宅耐震化補助制度	既存建築物の耐震化を促進するため、住宅耐震化に関する本市の補助制度である。
ふかや ^{みどり} 緑の王国 ^{おうこく}	自然と楽しむだけでなく、様々な世代の市民が訪れ、自ら色々な活動を企画し参加する場所として市民が主役のまちづくりを実践する場所として位置づけられた市民の森である。
ふかや ^{みどり} 緑の回廊 ^{かいろう} 基本構想 ^{きほんこうそう}	植木や花きの一大産地である花園・藤沢地区の特色を活かした「緑によるまちづくり」を目指すことにより、地域産業全体の活性化を図ろうとする構想で、平成 22 年策定された。
ふるさとの ^{みどり} 緑の景観地 ^{けいかんち}	埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため、県が指定する緑地である。
ほうがこうしん 萌芽更新	萌芽が活発な広葉樹を伐採した後に切り株や根から新しい芽が伸びてくるため、このような樹木の性質を利用して、新たな森林を造成する手法をいう。

ま行

まちづくり	主に市民が地域などの身近な課題の解決に向けて主体的に取り組み、行政がこれを支援しながら、住みやすく活動しやすい空間をつくることをいう。
^{みどり} 緑の基本計画 ^{きほんけいかく}	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画である。【都市緑地法第 4 条】
^{もくしつ} 木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことをいう。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、「木質バイオマス」は、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこぎり屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

や行

ユニバーサルデザイン (化) ^か	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。
ようちいき 用途地域	都市機能の維持増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、都市の中を 12 種類に区分し、建築物の用途、容積率、建ぺい率などの制限を行う制度である。【都市計画法第 8 条、第 9 条】

ら行

ライフライン	日常生活に必須な、電気・ガス・水道（上水道、下水道）などの公共公益設備、電話やインターネットなどの通信設備、人の移動手段である鉄道・バスなどの輸送（交通）システムなどのことをいう。
緑地協定（制度） りょくちきやうてい せいど	土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度である。

アルファベット

NPO（法人） ほうじん	Non Profit Organizationの略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称である。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて都道府県または内閣府の認証を受けて設立された法人のことは「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。
TMO	Town Management Organizationの略。中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地の商業活動の活性化に向けて、商店街へのテナントの誘致や店舗配置、イベントの開催など、まちづくりを運営、管理する機関をいう。

深谷市都市計画マスタープラン

平成 24 年 3 月

発 行 / 深谷市
〒366-8501 深谷市仲町 11 番 1 号
電話：048-571-1211（代表）
編 集 / 都市整備部 都市計画課

リサイクル適性

